

(1) 平成30年第2回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第101号	黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について	可決 (全会一致)

議案審査：6月15日（金）文教委員会

◆議案第101号

《質疑・答弁》

●新規に学校を建設する際の通学予定の児童数の把握方法について

○新規に学校を建設する際に参考としている児童数の将来推計は、住民基本台帳から把握した未就学児の実数と大規模なマンション開発等の情報を基とした、過去の類似の開発事例を参照して算出している。

●PFI対象校に対するモニタリングの実施方法について

○日常のモニタリングについては、業務日誌や月次・年次報告書を通じて履行状況等を確認している。また、包括外部監査の指摘を受け、昨年度作成したモニタリング実施計画に基づき、適正なモニタリングを実施している。

《意見》

- ・本議案の対象校である、はるひ野小中学校は、当初の想定以上に児童生徒数が増加した経緯がある。今後の小杉小学校の新設に当たっては、児童数の的確な把握に努めてほしい。
- ・指定管理者制度やPFI事業等の民間活用手法の多様化に対応するため、総務企画局に民間活用担当が今年度から新設されたことから、PFI事業の的確な運用のため、当該部署と適宜情報共有し、連携を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

(2) 平成30年第2回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 問	自民党	末永議員	川崎市立中学校学習状況調査について	4
			教職員の勤務実態調査の結果について	6
			「かわさき家庭と地域の日」の制定について	7
			県立川崎図書館の移転に係る調整結果について	7
			学校におけるAEDの設置及び導入方針について	8
			2020 東京オリンピック・パラリンピックについて	8
			小杉小学校について	9
	公明党	山田議員	子どもの安全対策について	11
			中学校完全給食について	12
			教職員の働き方について	12
			インクルーシブ教育システムについて	13
			医療的ケア支援について	13
	共産党	片柳議員	「かわさき家庭と地域の日」の試行実施について	15
			小学校給食の無償化について	15
			教職員の働き方について	15
			学校給食費の公会計化について	16
			教職員の定数について	17
	みらい	織田議員	「地域安全マップづくり」について	18
			教育委員会会議の音声データ消去事案について	18
			放課後等デイサービスについて	19

② 一般質問

	質問日	議員名	内 容	頁
一 般 質 問	6月22日	市古議員	アミガサ事件について	20
		林議員	AEDの設置及び管理について	20
		原議員	小杉小学校について	21
		川島議員	川崎市総合教育センター相談室の体制について	21
		井口議員	多摩区役所生田出張所建替基本計画について	23
		山田議員	友好都市の食材を活用した食育について	23
		片柳議員	高校内居場所カフェについて	25
			性自認と性的指向にかかわる施策について	26
		橋本議員	SDGsの取組について	27
			部活動について	28
		月本議員	キャリア在り方生き方教育について	29
			トゥレット症について	30
	渡辺議員	中学校給食の食材について	31	
	6月25日	勝又議員	教育施設の整備について	32
			図書館利用について	34
		松井議員	子どもの体力向上の取組について	36
		矢沢議員	川崎市立小学校の通学区域について	37
		石田議員	化学物質過敏症の児童への対応について	38
		木庭議員	川崎市歌について	39
		野田議員	システム設計における問題について	40
			市立小学校に導入を求めるフッ化物洗口について	41
		露木議員	学校における外部人材の拡充について	42
			ヤングケアラー等について	43
	重富議員	公有財産を活用した広告事業の促進について	44	
	6月26日	末永議員	K I S認証製品の本市施設導入について	45
			I R Tを用いた新学力調査の導入等について	45
		廣田議員	学校施設開放について	46
		飯塚議員	佐藤惣之助・古江亮仁氏の再評価について	46
		小田議員	小中学生の荷物の重量化について	47
	6月27日	山崎議員	避難場所の安全点検とその後の対応について	49
			医療的ケア児への対応について	49
		岩崎議員	中学、高校生の自転車交通安全教育について	49
		岩隈議員	修学旅行における災害時の対応について	50
		織田議員	医療的ケアが必要な児童に対する対応について	51
		沼沢議員	不審者情報メールについて	53
			L I N Eによる「いじめ相談」について	53
		佐野議員	地域コミュニティの核としての商店街活用について	54
	雨笠議員	部活動指導員と部活動競技技能向上について	54	

◆川崎市立中学校学習状況調査について

◎質問

川崎市立中学校学習状況調査について伺います。

川崎市立中学校学習状況調査は、すべての子供が分かることを目指し、一人一人の「学び」を大切にされた学力向上の事業の一つとして位置付けられていますが、各学校においては、自校の状況をどのように把握し学習指導や学習課程の編成等の検証や改善の資料として活用し、授業改善の取組を進めているのか伺います。併せて、結果として、どのような授業改善が行われたのか伺います。

平成29年3月には、学習指導要領が改定され、生徒に「生きる力を育むことを目指す」ことが示されました。本市では「川崎教育プラン」を策定し「学ぶ意欲を育て『生きる力』を伸ばす」ことを大きな柱としていますが、中学校学習診断テストの結果「生きる力」に関して、生徒自らは「生きる力」をどのように捉えていると分析されたのか伺います。

テスト問題については「知識・技能」と「思考・判断・表現」に分けて作問、分析し、1年生3年生には自己分析カード、2年生には、個人表で自己の学習状況を振り返り、目標や課題を持って学習を進めることができるように取り組んでいるとの事ですが、生徒の学習能力は確実に育成されているのか伺います。また、各教科及び5教科合計の各中学校の相関についても分析すべきと考えますが、見解を伺います。中学校2年生については、生活や学習についてのアンケートも実施しています。その目的として、家庭での学習の在り方の改善に役立てること等が上げられていますが、改善点をどのように分析・考察しているのか伺います。特に、すべての教科において朝食の摂取状況の良い生徒ほど正答率が高いとしており、文部科学省が進める分析と同様であります。朝食の摂取状況というのであれば、貧困の格差が社会問題化している今こそ、教育行政が何をすべきかを真剣に検討すべきと考えますが、見解を伺います。

川崎市立中学校学習診断テストは昭和43年より校長会の委託事業として始まり今回50回目の実施となりましたが、何故、校長会の委託事業として行われているのか伺います。また、委託にあたり、その委託内容は、どのように示されているのか伺います。

診断テストの結果分析は、ほぼ毎年同様のものとなっていますが、目頃から生徒に接している現場教師にとってこの事業の取組については、どのような評価及び感想を持たれているのか伺います。

◎答弁

はじめに、各学校における学習状況調査の活用や改善の取組につきましては、各自の解答を添付した個人成績表、分析結果や授業改善に向けたプランを提示した報告書を基に、校内研究、校内研修等の場において指導方法や教育課程編成の検証・改善を進めております。

また、授業改善といたしましては、知識を相互に関連付けて、より深く理解することや、情報を精査して考えを形成すること、問題を見いだして解決策を考えることなどを重視した学習の充実が図られているところでございます。

次に、学習状況調査と「生きる力」につきましては、授業の「理解度」、「好感度」、「有用感」及び「自己肯定感」について、平成27年度と平成29年度を比較いたしますと、すべての項目において約2から5ポイント上昇しております。このことは、各学校が学習状況調査の結果から特色ある教育活動を展開した成果であり、生徒たちの生きる力の育成につながるものと考えております。

次に、生徒の学習能力の育成につきましては、調査が始まった平成17年度と平成29年度の結果を比較しますと、「授業の中でわからないことがあったらどうすることが多いですか」という

質問に対して「そのままにしておく」と回答した生徒の割合が 8.8 ポイント改善していることから、学習に粘り強く取り組む態度の向上が認められると捉えております。

また、学習状況調査は生徒自らが学習状況や学習課題を把握することや、各学校がその状況や課題を踏まえて指導改善を行うことを目的として実施しており、各中学校においては、調査結果を分析し、生徒一人ひとりの学力の状況を的確に把握し、確かな学力の育成に努めているところでございます。

次に、家庭学習の在り方の改善につきましては、各学校では、個人成績表を用いて三者面談や教育相談等の機会に、生徒や保護者へ学習状況を伝えております。また、生徒自身も自分の学習状況を分析し、課題を明確にすることにより、学習に取り組む態度や家庭学習の在り方の改善につなげております。

次に、朝食の摂取状況等につきましては、全ての子どもたちが夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送ることのできる、目指すべき社会の実現には、貧困の連鎖を断ち、一人ひとりの社会的な自立を促すことが重要であると考えております。今年度から取組が始まった「かわさき教育プラン第2期実施計画」においても、子どもたちが予測困難な変化の激しい時代の中でも、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら将来をつくりだすことにつながる教育を推進することとしております。

次に、学習状況調査の業者選定につきましては、平成 17 年度からは、業者から企画提案を提出していただき、その内容を審査し契約するプロポーザル方式で実施しております。なお、作問や集計・分析等につきましては、校長会と連携を図っているところでございます。

次に、学習状況調査に対する教員の評価や感想につきましては、「生徒が自己の学習状況を客観的に把握する資料の一つとして意義がある」、「授業改善に役立つ」、「指導計画の見直しに活用している」などがございます。

教育委員会といたしましては、今後とも子どもたちが「わかる」を実感できる授業づくりを推進してまいります。

◎再質問

川崎市立中学校学習状況調査について再質問させていただきます。

答弁では、「平成 17 年度からは業者から企画提案を提出させ、その内容を審査し契約するプロポーザル方式で実施している」との事ですが、この事業を校長会から委託された経緯及び校長会からの委託内容について改めて伺います。また、調査結果の分析について校長会独自での分析結果を伺います。

朝食の摂取状況については「貧困の連鎖を断ち一人ひとりの社会的自立を促す事が重要である」との事ですが、対象となる児童・生徒に対してはどのような教育的指導が行われているのか伺います。また、改善策についても伺います。

「各中学校では調査結果を分析し、生徒一人ひとりの学習の状況を的確に把握し、確かな学力の育成に努めている」との事ですが、関連して5教科合計の平均正答率の最高点と最低点について、各区ごとの正答率及び各区に於ける5教科合計の最高、最低の正解率を伺います。また、その分析結果、今後の対応について伺います。

◎答 弁

はじめに、事業の経緯につきましては、昭和 43 年度から中学校長会の事業として実施してまいりました「川崎市学習診断テスト」に、平成 17 年度からは「学習意識調査」を加え、「川崎市学習状況調査」として実施しております。それを契機に問題作成に係る情報提供及び編集作業、問題用紙や報告書等の印刷や製本及び学校配布等を事業者へ委託しているところでございます。

また、校長会の分析結果につきましては、設問ごとに、正答率や無答率、主な誤答等について

考察を行い、今後の授業改善への手立てとして報告書を作成しております。

次に、朝食の摂取状況が低い児童生徒につきましては、各学校において教育相談や三者面談等で、家庭での生活習慣の改善を促しております。また、栄養教諭や養護教諭を中心に、朝食摂取の大切さについての指導を行っているところでございます。

次に、調査における平均正答率につきましては、教科ごとの知識・技能、思考・判断・表現の全市の平均正答率を示しております。

本調査は、生徒自らが学習状況や学習課題を把握することや、各学校がその状況や課題を踏まえて指導改善を行うことを目的として実施しているものでございますので、平均正答率の最高と最低、及び、区ごと、学校ごとの正答率等を示すことにつきましては必要でないと考えております。

◆教職員の勤務実態調査の結果について

◎質問

教職員の勤務実態調査の結果について伺います。

調査結果によれば、教員の意識として「もっと『授業準備』に時間をかけたい」と思っていることが総じて明らかになりました。約8割の教員が「やりがい」について「とても感じている」または「感じている」と回答していますが、残りの約2割の教員の意識をどう認識しているのか、対応も含めて伺います。

また、本調査は悉皆調査があるにもかかわらず、83%の回答率しかありませんでした。十分な実施期間が用意されていたにもかかわらず一部回答が得られなかった理由の背景には多忙とはいえ、職場の労働環境改善に資するためのアンケートであることが周知徹底できていなかったのではないかと考えますが、見解を伺います。

また、今年度に策定が予定されている「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」の主な内容と今後の課題を伺います。また、現在、国においても議論が進んでいますが、教育長が考える教員の働き方改革の理想像を伺います。

大阪市では、平成31年度には全中学校に部活動支援員の配置等が予定されていますが、本市において教職員事務支援員や部活動指導員等、全校配置を行っていく方針はないのか伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

教員の働き方改革では、教師が子どもと向き合う時間を確保することで、やりがいを持って仕事ができ、教師として生きることの誇りを持てるようになることを大切にしたいと考えております。

改革を進めるに当たりましては、教材研究の時間を確保することでよりよい授業を行うことや、学習指導や児童生徒指導の充実を通して、子どもを健やかに育みたいという思い、自主的・自発的な研究・研修を積み、教師としての力量を高めたいという願いなどが叶う環境を整えてまいりたいと考えております。

また、教師自身が健康の保持・増進に努めるとともに、豊かな人生を創出するために、仕事の進め方を創意工夫することも必要でございます。

働き方・仕事の進め方改革を進めることによって、教師自身がゆとりを持って子どもに接することができるようになり、よりよい教育の実現や健やかな子どもの成長につながるものと考えております。

◎答 弁

はじめに、教員の意識につきましては、「やりがい」を感じている8割の教員のモチベーションを維持しながら、残る2割の教員の意識をいかに高めていくかが大切であると考えております。

教職員が「やりがい」をもって業務に当たれるよう、調査結果を詳細に分析した上で、負担感を軽減するなどの業務改善や人材育成・意識改革を進めてまいります。

次に、調査の回答率につきましては、本調査は教職員の負担軽減策を検討するための基礎資料を得るために実施いたしました。教職員の多忙に加えて、忌憚のない意見を収集するため匿名としたことから、十分な働きかけができなかったことなどが原因と考えております。

次に、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」の主な内容といたしましては、学校・教員が担う業務の明確化を含めた学校における業務改善や教職員全体の働き方に関する意識改革等について、取りまとめてまいります。

また、主な課題といたしましては、限られた時間の中で、効果的に業務を行うことができる環境を整備していくことで、教員が授業準備や自己研さん等の時間を確保できるようにしていくこと、と捉えているところでございます。

次に、教職員が行う事務的な作業を補助する教職員事務支援員及び部活動の顧問業務を担う部活動指導員につきましては、いずれも今年度は試行的に配置したところでございます。

今後につきましては、それぞれの配置校に対するヒアリング等を行い、その効果と課題等を検証した上で、来年度以降の配置について検討してまいります。

◆ 「かわさき家庭と地域の日」の制定について

◎質問

川崎市立学校における「かわさき家庭と地域の日」の制定について伺います。政令改正の趣旨や目的にある「保護者の有給休暇取得の促進」について、本市は保護者や企業等の意向に委ねる現状では、保護者が有給休暇を取得できないケースが懸念されます。保護者には「大人と子どもが向き合う時間を確保する」ことを理解頂き、有給休暇の取得申請をして頂けるよう周知し、市内の事業所に対しては、保護者の有給取得に理解を示すよう働きかけるなどの対応が求められますが、見解を伺います。

今年は体育の日を含む三連休後の火曜日に設定されました。地域において運動会等の行事が多い時期の平日に「地域」を謳った休日を設け、行事を重ねて開催することは、地域の方々に負担になりかねません。制度の趣旨を理解し、行事の開催等に協力的な地域や団体がどの程度あるのか現状を伺います。

◎答弁

はじめに、「保護者の有給休暇取得の促進」につきましては、保護者や職場の状況は様々なものと考えられますので、当該休業日における有給休暇の取得については、家庭や職場で判断されるものと考えておりますが、当該休業日の趣旨について、十分周知してまいります。

今年度は試行実施であり、当該休業日の活用状況を踏まえ、次年度以降の取組について、検討を進めてまいります。

次に、地域や団体につきましては、地域教育会議等、地域で活動する団体に対しまして、当該休業日の趣旨に鑑み、体験的学習活動等を企画する際には、当該休業日に合わせて実施するなど、可能な範囲で検討していただくことをお願いしておりまして、地域によっては、市民館などの会場を使用して様々なイベント等の企画が検討されていると、伺っているところでございます。

◆ 県立川崎図書館の移転に係る調整結果について

◎質問

県立川崎図書館の移転に係る調整結果について伺います。

この度、多くの市民に利用されてきた県立川崎図書館が高津区へ移転しました。平成24年に県が「神奈川県緊急財政対策」を公表してからの交渉経過と本市の対応を伺います。

新しい県立川崎図書館は、ものづくり技術を支える機能に特化した専門書を中心に所蔵し、地域図書館である市立図書館との違いが明確であることによる市民へのメリットを伺います。

県立川崎図書館と市立図書館の連携についての見解を伺います。

◎答 弁

平成24年に神奈川県が公表した「神奈川県緊急財政対策」における県立川崎図書館の今後の方向性を受けまして、これまで、県の予算編成に対する要望の機会などを通して、産業情報機能が市内に存続されるよう、本市との十分な協議を要望してまいりました。

このような中、移転にあたっての具体的な課題に対し、相互に連携・協力して検討を進めていくため、平成29年2月に協定を締結し、県立川崎図書館から市立図書館に移管する図書・資料や、連携して実施する事業等について、本年3月までの間、協議・調整を図り、市民への図書館サービスの向上につながるよう取り組んだものでございます。

次に、移転後の県立川崎図書館につきましては、「ものづくり技術を支える機能」に特化した特色ある図書館として市内にリニューアルしたことで、市民の皆様や、ものづくりに携わっている方々への、より専門的な分野での図書館サービスの提供につながっていくものと考えております。

次に、県立川崎図書館と市立図書館との連携につきましては、県立川崎図書館が企画する講演会や展示等の市立図書館での開催など、それぞれの強みや特色を活かしながら、魅力ある図書館運営に向けて、相互に連携・協力を図ってまいりたいと考えております。

◆学校におけるAEDの設置及び導入方針について

◎質 問

AEDの設置について伺います。

川崎市監査委員が本年3月26日、公表した『平成29年度行政監査結果報告書』によると、学校における夜間、休日のAEDの使用として、大半の学校においては、校舎内等の施設開放時に立ち入れない場所にAEDが設置してあり、一部、教職員不在時にはガラスを割って、校内に入るよう案内している学校もあるが、実際には、いざという時に使用することが困難な状況である旨記載されています。本指摘のとおり、施設開放時等で万が一の際AEDが使用できないことは本来あってはならないことだと考えますが伺います。

相模原市や大和市などでは、設置場所における温度や風雨などの環境を考慮したうえで屋外設置等を行っているとのこととあります。本指摘を受けて、全庁的に取組を行なっていくとのことですが、全庁的な取組のうち、学校における導入方針について伺います。

◎答 弁

学校のAEDにつきましては、学校教育活動中における児童生徒の安全確保を図ることを目的に設置しており、学校教育活動における使用を最優先とした上で、学校施設開放の利用者等にも緊急時に使用できるよう、各学校の実情に応じた管理を行っているところでございますが、本年3月に公表された行政監査の結果で、学校AEDの屋外への設置等について御意見をいただいたところでございます。

今後の取組につきましては、今月設置された、全庁的な「AED検討委員会」において検討される、本市施設のAEDの設置基準や管理方法等を踏まえ、他都市の事例も参考としながら、学校における設置や管理のあり方について関係局と協議してまいります。

◆2020東京オリンピック・パラリンピックについて

◎質 問

2020東京オリンピック・パラリンピックについて伺います。

開催に向けては市内の機運を高める取組が必要です。こと最近の小中学生等が会場で観戦できるような補助を検討している自治体も散見されますが、本市においてはスポーツを通じて若者の社会貢献意識の醸成を図ることを目的に部活動としてのボランティア参加を目指すとされています。そこで、オリンピック・パラリンピックを通じた青少年の健全育成に向けた本市の具体的な取組について教育長の見解を伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

オリンピック・パラリンピックに向けましては、平成30年3月に策定された「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」に基づき、全庁的な連携を図りながら取組を進めているところでございます。

ビジョンには、形成すべきレガシーが9つ示されており、子どもの健全育成に関するレガシーとしては「多様性を尊重する社会をつくる子どもを育むまち」が挙げられております。

レガシーが形成された状態として、義務教育を終えた時点で、すべての子どもたちが、人は平等であり、あらゆる機会の提供は公平であるべきことを理解していることや、共生社会の担い手としてお互いに助け合い支え合うことの大切さを理解し、実践的な態度が身についていることなどを目指すものでございます。

具体的な取組につきましては、今後関係局とともに検討していくスケジュールとなっておりますが、子どもたちの社会的自立に必要な能力・態度や共生・協働の精神を育むことを目指した「キャリア在り方生き方教育」を一層推進するとともに、「人権尊重教育推進事業」や「多文化共生教育推進事業」等を通じて、子どもたちの人権意識の向上や異文化理解などを促進してまいります。

◆小杉小学校について

◎質 問

武蔵小杉駅周辺では、今なお大規模かつ複数の集合住宅の建設により市外からの人口流入が続き、児童の増加が見込まれ、小杉駅周辺地区の小学校における良好な教育環境の確保のため、小杉小学校が開校されます。この小杉小学校は、来年4月に開校予定になっておりますが、小杉小学校の教育理念について教育長に伺います。また、地域住民に対しての説明会等の今後のスケジュール、学区及び通学路の考え方を教育次長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

小杉小学校の子どもたちが夢や希望を持ち、生きがいのある人生を歩み、豊かに生きてほしいという願い、また、子どもたちはもとより、教職員や保護者、地域住民にも、子どもたちの未来や「わがまち小杉」について、夢や希望を語り合い、毎日の生活を豊かに生きていただきたいという願いを込めて、「豊かに生きる」を教育理念としたところでございます。

この教育理念を踏まえ、一人ひとりの将来の社会的自立に必要な能力や態度を育み、共生・協働の精神を培うキャリア在り方生き方教育を推進し、「自分をつくる」「ともに学ぶ」「わたしたちの小杉」の3つの視点から教育を進めてまいります。

また、小杉小学校には、複数の小学校から児童が集まり、今後、転入学児童も増加していくことが見込まれております。

このような状況において、子どもたちの学習活動を通じて、保護者、地域住民相互のつながりづくりを大切にしていきたいと考えているところでございます。

◎答 弁

はじめに、今後のスケジュールにつきましては、今月、教育方針、めざす子ども像、学校の施設についての説明会を実施後、10月には、通学路、就学手続き、各教科等の教育課程などについ

て、来年1月には、年間行事や学用品、各手続きなどについての説明会を実施する予定でございます。

次に、通学区域及び通学路の考え方につきましては、これまで「通学区域等検討会議」をはじめ、学校・地域関係者の御意見をいただきながら検討し、昨年12月に通学区域を設定し、本年3月には通学路素案をまとめたところでございます。

今後、通学路につきましては、対象小学校の保護者をはじめ地域関係者等から御意見をいただきながら、警察や道路管理者等の関係機関で構成する「通学路安全対策会議中原区部会」において安全対策を検討し、本年秋頃までに最終案をまとめ、来年4月の開校時において小杉小学校長が通学路を円滑に指定できるよう、準備を着実に進めてまいります。

◆ 子どもの安全対策について

◎質問

子どもの安全対策について伺います。先月、新潟市で小学校2年生の女子児童が下校途中に殺害、遺棄されるという痛ましい事件が発生しました。このような事件を発生させないよう全力で取り組む必要があります。

本市では、通学路安全対策会議が設置されていますが、これを機に対策会議の機能強化と学校ごとに通学路の安全対策の充実が求められます。取組を教育長に伺います。

また児童生徒が不審者からの声かけに騙され、被害にあうケースが多発しています。学校での安全教育について、取組を伺います。

防犯カメラの設置についてです。現在、本市の小学校での防犯カメラ設置率は、27.4%と3割を切る状況にあります。遅れている要因と今後の取組を伺います。

防犯カメラ設置補助制度ですが、昨年度、募集の際に警察やPTA等と協議するよう案内をした結果、半数以上が子どもの安全を守るための通学路や公園などに設置が決まりました。今後も、安全対策上の情報提供など関係局との連携が重要です。対応を教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

はじめに、通学路安全対策会議の取組につきましては、児童等の安全確保に向けた取組を計画的・継続的に実施するための基本的方針である「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係局区、警察、学校、地域等と連携を図りながら、合同点検の実施や登下校時における児童の安全確保に向けた取組を進めているところでございます。

今後、さらに各区で開催する部会におきまして、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進できるよう働きかけをしてまいります。

次に、子どもの登下校時の安全につきましては、地域の多くの大人の目で子どもたちを守るための環境を整え、地域ぐるみで児童の安全を確保することが重要と考えております。

今後も、地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する取組を進めてまいります。

◎答 弁

はじめに、学校における安全教育の取組につきましては、各学校においては学校安全計画を作成し、この計画に基づく地域安全マップづくりや防犯教室を実施するなど、不審者対応、危険予測や危険回避能力を身に付けるための指導等を行っているところでございます。

このたびの痛ましい事件を踏まえ、本市におきましても、各小学校長に対し「児童の安全確保について」通知を発出し、あらためて安全教育の取組の徹底を図ったところでございます。

次に、防犯カメラの設置につきましては、不審者の侵入など、万一の事態に備えるとともに、敷地内の死角など、日常の安全確保を目的として、現在、学校への設置を進めているところでございます。設置に当たりましては、学校からの申請に基づき、個別の状況を把握し、効果的な設置場所やモニターの確認方法等を検討し、調整を行っております。

なお、小学校におきましては、画像で来訪者を確認できるインターフォンと遠隔操作で開閉する電磁石錠を全校に設置し、児童の安全確保に努めておりますが、防犯カメラにつきましては、未設置校への設置推進に向けて、検討してまいります。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

中学校完全給食についてです。

中学校完全給食の質的向上と課題把握を目的にアンケート調査が実施され、この程、結果が公表されました。それによりますと、保護者の97.5%が「中学校完全給食が始まって良かった、やや良かった」と回答、生徒も83.3%が「おいしい、どちらかといえば、おいしい」と回答し、概ね好評でありました。

今後、より良い給食を目指すためには、どのような献立が好まれるのか、子ども達の嗜好を調査するとともに、毎日の食べ残し、残渣を調べるなど地道な取組が必要です。現状と今後の取組を伺います。併せて、生徒や保護者からレシピを募集し、献立に採用するとのことですが、内容を伺います。

また、中学生等の給食センターへの見学や、栄養士による学校現場への訪問指導等も食育という観点から重要ですが、取組を伺います。一部で導入されている自校調理方式とセンター方式で給食に違いがあってはならないと思いますが、見解と対応を伺います。

◎答弁

はじめに、本年3月に実施しました「中学校給食に関するアンケート」におきましては、保護者・生徒ともに好評をいただいているところでございますが、今後も献立作成や調理方法を工夫して、より美味しく健康的な給食を目指してまいります。

具体的には、学校栄養職員等が、学校において生徒や教職員の声を直接聞くことや、給食の残量を把握することにより、今後の献立作成等に活かすとともに、学校における食育指導等に活用してまいります。また、健康給食の取組の一つとして、人気ランキングを募集して献立に反映する予定であり、年間を通して給食を提供した後に募集してまいりたいと考えております。

次に、レシピの募集につきましては、同じく健康給食の取組の一つとして位置づけており、生徒の食への理解を深めるとともに、応募されたレシピをベースにした献立を実際に提供することで、より一層給食への関心を高めることを目的として実施してまいります。生徒からは、主食、主菜、副菜、汁物を1食分の献立として、先月から募集を開始したところでございます。

審査基準といたしましては、ごはんに合う献立であること、栄養のバランスが取れていること等とございまして、優秀作品については秋に発表を行い、年度内にアレンジした献立を給食として提供する予定としております。

次に、学校給食センターの見学等につきましては、学校給食に対する理解を深めるとともに、学校給食センター・学校・家庭が連携して子どもの「食育」を推進することを目的として、児童・生徒・保護者等を対象とした見学会及び試食会を本年9月から実施することとし、今月から受付を開始したところでございます。

また、学校における食育については、給食時間における担任の指導や、様々な教科も含めて、学校教育全体で進めているところでございますが、学校給食センターに配置した学校栄養職員等についても、学校訪問や「給食センターだより」の配布等を行い、さらなる食育の充実に取り組んでいるところでございます。

次に、本市の中学校完全給食につきましては、調理方式に係わらず、『健康給食』として、とにかく「美味しい」、自然と「健康」になる、みんなが「大好きな」、とのコンセプトに基づき実施しており、今後も安全、安心で温かい給食を提供してまいります。

◆ 教職員の働き方について

◎質問

教職員の勤務実態調査についてです。

教職員の働き方、仕事の進め方については、本年度中に調査結果を分析し、「基本的な考え方及び当面の方策」を策定し、平成 31 年度から総合的な取組を推進するとしていますが、スピード感が不足しています。策定を新年度の予算に反映させるために、早急に検討すべきですが、教育長の見解と対応を伺います。

併せて、教育現場の意見を聞きながら、当面できることは全て実施すべきと思いますが教育長の見解と取組を伺います

◎答 弁（教育長答弁）

教職員の働き方・仕事の進め方改革に向けた取組の推進につきましては、喫緊の課題であると認識しているところでございます。取組には、予算を伴うものや関係局区と連携を図りながら実施する必要があるものもございますので、対策を総合的にパッケージ化した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」を取りまとめてまいります。

なお、具体的な取組につきましては、可能なものから順次進めていく必要があると考えており、今年度は試行的に教職員事務支援員や部活動指導員の配置をするとともに、学校閉庁日を設定するなどの取組を進めているところでございます。

本市の教職員が業務に対するやりがいを持ちながら、心身ともに健康を維持しつつ、誇りや情熱を持って業務を遂行できるよう、今後とも、教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進してまいります。

◆ インクルーシブ教育システムについて

◎質 問

インクルーシブ教育システムについてです。本市では、障害の有無にかかわらず、同じ場で共に学びあう事をめざすインクルーシブ教育システムの構築を目指しています。大変に素晴らしい理念で、推進すべきと思いますが、教育現場や保護者の理解が未だ不十分であると思います。教育長に見解と対応を伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

本市では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進しているところでございます。

インクルーシブ教育システムとは、障害のある子どもと障害のない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で最も安全で教育的ニーズに的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することによってでございます。本質的な視点といたしましては、一人ひとりの子どもが、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていくことが重要であると考えております。

今後とも、本市が進めるインクルーシブ教育システムの理念について適切に理解されるよう、教職員の研修等を実施するとともに、教育相談などを通して保護者等へ十分な情報提供に努めてまいります。

◆ 医療的ケア支援について

◎質 問

教育現場での医療的ケア支援について、これまでの実績と今後の取組を伺います。
併せて、特別支援教育サポーターなどの人材確保の現状と今後の取組を伺います。

◎答 弁

平成 24 年度から、小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒を対象に、保護者の負担軽減を目的として、訪問看護ステーションの看護師が学校を訪問し、週 1 回 90 分の医療的ケア支援を開始いたしました。

平成 28 年度からは利用回数を週 2 回 180 分まで拡充し、29 年度は 14 人の児童生徒に支援を実施したところでございます。

本年 6 月からは児童生徒がそれぞれ必要とする学びの場において、安全に学校生活を送ることができるよう、30 分を単位として 1 日に必要な回数を実施し、週最大 5 日まで対応できるよう拡充を図ったところでございます。

今後も、本人・保護者、学校、看護師、教育委員会が一層の情報共有に努め、対象児童生徒の安全の確認と、個々の医療的ケアの自立に向けた支援等について検討を行う、校内委員会の充実を図ってまいります。

特別支援教育サポーターは、児童生徒に寄り添った支援を行う必要がございますので、教員を目指す学生や退職教員、学校が推薦する地域の協力者などに対し、委託事業者が面接を行った上で、登録者を決定し配置しております。

平成 29 年度は、小中高等学校合わせて 168 校に対し、延べ回数 2 万 1,310 回、月平均で 378 名、1 校当たり月平均 10.6 回の配置をいたしました。

今後も、児童生徒の教育的ニーズの多様化に対応するため、教員養成大学への広報や、教育委員会及び委託事業者のホームページに募集案内を掲載するなど、学校教育に理解のある適切な人材の確保に努めてまいります。

■ 代表質問（6月14日）共産党 ■

◆ 「かわさき家庭と地域の日」の試行実施について

◎質問

「かわさき家庭と地域の日」の試行実施についてです。

改正の趣旨は、保護者の有給休暇の取得を促進することと合わせて、児童生徒と保護者が共に体験的な学習活動などに参加する休業日を設定するとしています。行政が、親子が体験的な学習活動に参加するためにわざわざ休業日を設定してまで行うというのは、国が家庭教育支援の基本方針を定め、地方公共団体が参酌した基本方針を定め、家庭教育に介入することを目的とする「家庭教育支援法案」の先取りではないかと考えます。個人と家庭の判断に踏み込むべきではないと考えますが市長に伺います。

◎答弁（市長答弁）

当該休業日につきましては、政令改正の趣旨・目的を踏まえ、各学校において設定されたものと認識しております。

家庭における当該休業日の過ごし方は様々であり、それぞれの家庭で判断されるものと考えております。

◆ 小学校給食の無償化について

◎質問

小学校給食の無償化についてです。

小学校の給食費は、新年度から1食40円値上げされ、年間4万9,500円、6年間では29万7千円にもなります。中学校でも牛乳から完全給食の実施により、3年間で新たに12万8,064円も増えます。子どもが2人、3人いる家庭では大変な負担です。

「義務教育は無償」の憲法理念、食育の充実、子育て支援など、親の経済的負担の軽減の有効策として、学校給食の無償化は全国に確実に広がっています。無償自治体の広がりを受けて、文部科学省も初めて全市区町村を対象にした「学校給食費無償化調査」を行っています。保護者負担を軽減し、すべての子どもたちが学校給食を食べることができるよう、本市でも小学校給食の無償化に踏み出すべきです。伺います。

◎答弁

本市の小学校給食費につきましては、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材費のみ保護者の負担としていることから、給食費への公費負担の導入は検討しておりませんが、経済的な理由で支払いが困難なご家庭には、生活保護制度や就学援助制度等が適切に活用されるよう、周知に努めているところでございます。

◆ 教職員の働き方について

◎質問

教職員の働き方についてです。

発表された「教職員の勤務実態調査」の速報では、中学校の1週間あたりの学内勤務時間は、平均で週61時間です。1日8時間、週40時間労働を前提にすると、週60時間はつまり週20時間の残業となり、「過労死ライン」である月80時間の残業に相当します。この「過労死ライン」で働く中学校教諭が55%に及ぶ実態も委員会で明らかになりました。休憩時間については「ほとんどとれない」「どちらかといえばとれない」との回答が合わせて93.3%です。休日出勤が月に

3日以上の中学校教員は75.5%、月に7日以上という先生は25%にのぼります。このような実態をどう受け止めているのか、教育長に伺います。

こうした勤務実態に対する具体的な取組として、当面川崎市が行うのは事務支援員3人の配置、部活動支援員3人の配置、就学援助事務のシステム化、校外研修の整理の4項目です。横浜市がこの3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」では、時間外勤務月80時間超の教職員をゼロにすることなどを目標として、今年度からその達成をめざして取組をはじめています。本市も「過労死ライン」ゼロなど明確な達成目標を設定して労働環境の改善に取り組むべきですが、教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

このたび実施いたしました教職員の勤務実態調査におきまして、本市の教員は、やりがいを感じながら、学校における業務に従事する一方で、本来の業務である授業準備について、勤務時間外に行わざるを得ないなど、長時間勤務の状況が明らかとなっており、教職員の働き方・仕事の進め方改革は、喫緊の課題として認識しているところでございます。

本市の教職員が業務に対するやりがいを持ちながら、心身ともに健康を維持しつつ、誇りや情熱をもって業務を遂行できるよう、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」を取りまとめまいります。

今後は、方策に基づく取組を進めることにより、教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進してまいりたいと存じます。

◎再質問

明確な目標を持って労働環境を改善するよう質問したところ、喫緊の課題として認識している」「『教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方と当面の方策』に基づいて進める」との答弁でした。この速報で明らかになったのは「授業準備を時間外に行わざるを得ない」という問題にとどまりません。中学校の職場が、教員の55%が過労死ラインを超えて働くという、命に関わる労働環境となっており、それが長年解消できていないという事態です。これを正面から認識して労働環境の改善にあたらなければ解決できるはずがありません。基本的な考え方及び当面の方策』の中に『過労死ラインを超える教員ゼロ』を明確に位置づけるべきと考えますが、教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

教職員の働き方・仕事の進め方改革につきましては、教職員が業務に対するやりがいを持ちながら、心身ともに健康を維持しつつ、誇りや情熱を持って業務を遂行できる環境を確保することが重要であると考えております。

今後、教職員の意見も取り入れながら、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」をとりまとめ、方策に基づく取組を着実に進めてまいりたいと存じます。

◆ 学校給食費の公会計化について

◎質 問

学校給食費の公会計化については、先行して実施する自治体も多いのですから文部科学省のガイドライン待ちにせず、実施すべきです。伺います。

◎答 弁

学校給食費の徴収・管理につきましては、平成29年度に文部科学省から通知された「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、学校における業務改善の取組のひとつとして、示

されたところでございます。また、今年度中に「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」の策定が計画されております。

公会計化につきましては、全市的な業務の執行体制の整備や徴収管理システムの構築、収納率への影響、法的な対応など様々な課題がございますので、今後示される国のガイドラインや他都市の状況等を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

◆ **教職員の定数について**

◎ **質 問**

教職員の定数内欠員について、市長選挙の際に市長は「最優先課題として定数の確保に全力をあげる」と述べておられました。しかし定数内欠員は今年5月1日現在で341人、前年度から24人減っただけであり、過酷な勤務実態があるにもかかわらず臨時的任用職員のみなさんの奮闘で教育現場が担われている実態は変わりません。2019年度に解消を図るよう手立てをとるべきです。市長に伺います。

勤務実態を改める根本の対策は教員を増やすことです。県から政令市に権限が移り、市の判断で教職員定数を決められるのですから、せめて過労死ラインを下回る勤務時間となるように教職員定数を増やすべきです。市長に伺います。

◎ **答 弁（市長答弁）**

教職員の採用につきましては、多くの優秀な人材の確保と計画的な欠員数の減少に向けた取組を両立させる必要があるものと認識しておりますので、教育委員会に対して、さまざまな努力と工夫を行うよう、引き続き求めてまいります。

また、本市の学校教育の充実を図るために、これまでも国に対しては、指定都市市長会等を通じて教職員定数の改善、充実に要望してまいりましたが、今後も引き続き、機会をとらえて要望してまいります。

■ 代表質問（6月14日）みらい ■

◆ 「地域安全マップづくり」について

◎質問

通学路の安全対策について伺います。

グループワークで通学路を点検し、犯罪に巻き込まれる可能性のある危険箇所に対して「入りやすく見えにくい」をキーワードにして、児童自身に体験的に学習をさせる「地域安全マップづくり」を提案してきました。過去には、「自分の身は自分で守るという安全確保の基本的な素養の育成の上で意義あるものとして、学校の教育活動全般で活用していきたい」「安全の手引きへ掲載するとともに寺子屋事業の実施団体へも紹介してまいりたい」などと歴代教育長から答弁を頂いております。

その後の経過と今後の対応について教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

平成27年3月発行の「学校安全の手引き」におきまして、学校安全計画例に「地域安全マップづくり」を掲載しているところをごさいます。年間の指導計画に位置づけて、総合的な学習の時間での活動として取り組んでいる学校もごさいます。

また、地域の寺子屋事業や中学校区地域教育会議の取組の中で、マップづくり等の体験活動を企画し、子どもの発達の段階、地域の実情等に合わせて、通学区域の危険箇所等の把握を行った取組もごさいます。

子どもたちが危険箇所等について考え、危険を予測することは、危機回避能力の育成にもつながるものと考えておりますので、安全教育の取組の一つとして有効な地域安全マップづくりについて、今後開催される学校安全研修等で推奨する等、関係局区等と連携しながら、各学校における安全教育を推進してまいります。

◆ 教育委員会会議の音声データ消去事案について

◎質問

教育委員会会議の音声データ消去事案についてです。その後、教育委員会では、事務局内に検証委員会を設置し、検証及び再発防止策の検討を行い、昨年10月、報告書を取りまとめた所です。その報告書によると「組織としてのチェック機能の欠如」を始め、本事案が生じた3つの要因を踏まえた上で、再発防止に向けて「組織マネジメントの強化」、「法令遵守の徹底」、「風通しの良い職場環境づくりの推進」、「情報資産に係る管理意識の強化」の4つのカテゴリーとそれら課題に準じた「今後の取組内容」を具体的に検証委員会の意見として掲載しています。

そこで、この「今後の取組内容」について、その後の具体的な実施状況を伺います。また、対象者へのアンケートや実施調査など、これら取組実施による効果検証も図るべきと考えますが、見解と対応を伺います。

さらに、教育委員会が所管するその他会議においても前述の「今後の取組内容」を踏まえ、運営状況を改めて検証し、それぞれの会議の特性や実情等を勘案しながら、今後、必要に応じて対策を講じていく必要があるとしております。その後の検証の進捗と実施した対策について詳細を伺います。

◎答 弁

はじめに、再発防止に向けた検証報告書の「今後の取組内容」の実施状況につきましては、これまで年2回、情報公開・個人情報保護研修会を実施しておりましたが、加えて庁内関係部署と連携を図りながら、昨年11月には、主に管理職を対象に、情報公開制度及び情報セキュリティの

研修を、本年2月には、全職員を対象に、法令遵守、職場におけるコミュニケーション、情報公開制度及び情報セキュリティの研修を、更に本年3月には、係長以上の職員を対象に、本市の顧問弁護士による法令遵守の研修を、それぞれ実施したところでございます。

また、管理職会議において、検証報告書について共通認識を深めるとともに、再発防止の徹底を図ったところでございます。

次に、これらの取組による効果の検証方法につきましては、これまで研修後のアンケート等は一部の研修でのみ実施しておりましたが、的確に研修効果を検証するため、今後実施いたします各種研修におきましては、受講者へのアンケート等を実施することにより、取組の効果を検証してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会が所管する附属機関等の会議につきましては、検証の結果、会議を録音した音声データの保存場所を担当職員のパソコンとしていたケースがございましたことから、保存場所を庁内共有ファイルサーバーに変更し、データ管理の安全対策の徹底を図ったところでございます。

今後につきましても、各種研修の実施や管理職会議等での周知徹底を行うことなどにより、法令遵守等の意識の醸成を図り、再発防止に努めてまいります。

◆ 放課後等デイサービスについて

◎質問

文部科学省と厚生労働省は、放課後等デイサービスなどの療育施設と学校の連携強化の一環として、個別の教育支援計画の作成に対して、学校と事業者との連携を求めて学校教育法施行規則を改定すると仄聞します。わが会派の質疑によりすでに、健康福祉局が本年度早期に放課後等デイサービス事業のガイドラインを作成したあとで、教育委員会も支援のあり方を検討する、と答弁を頂いております。健康福祉局の進捗と教育委員会の対応を健康福祉局長と教育長にそれぞれ伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

今後、健康福祉局において放課後等デイサービスに関するガイドラインが示される予定であると同っております。このガイドライン策定に併せて、教育委員会といたしましても、速やかに、学校と放課後等デイサービスとが、保護者の了解のもと、より円滑な連携が図れるよう、特別支援学級担当者等を通じて学校の役割等について周知するなど、子どもの支援に努めてまいります。

■ 一般質問（6月22日）共産党 市古議員 ■

◆ アミガサ事件について

◎質問①

アミガサ事件は、最近では昨年、市民劇「南武線ものがたり」でも取り上げられました。川崎市史、多摩川史、地元の小中学校の副読本などにどのようにとりあげられているのでしょうか。教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

副読本につきましては、中原区が多摩川周辺の一部の小学校におきまして、児童が地域の歴史や先人の働きに興味・関心をもち、現在の生活が先人の働きの上に成り立っていることを学べるよう、当時の人々の生活や多摩川の様子、事件の概要やその後の有吉堤の整備等について掲載しているところでございます。

◎質問②

少なくとも、地元の方は、小中学生の間に、誰かからこの話を聞いた、という状況をつくっていくことも必要ではないでしょうか。「アミガサ事件 100年の会」の方々は、多摩川の洪水から命とくらしを守った住民と行政の連帯の一大プロジェクトのことを小中学校の子どもたちに知ってほしい、出前授業にも取り組んでもらえれば、と思っておられます。教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

小中学生が地域の歴史や先人の働きを学ぶことにつきましては、これまでも、キャリア在り方生き方教育、社会科や総合的な学習の時間等で、各学校が地域や児童生徒の実態に合わせて地域の素材を選び、学習を進めております。また、市内小学校3年生に配布しております「副読本かわさき」にはアミガサ事件を掲載しております。

地域素材の選択や出前授業等の実施等につきましては各学校の判断によりますが、今後も、「副読本かわさき」や地域素材の活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月22日）みらい 林議員 ■

◆ AEDの設置及び管理について

◎質問

AED設置及び管理体制について伺います。

今回の行政監査については、81施設121台の設置状況等の実態について調査されています。

監査結果の概要として、耐用期間を超過した機器が19台あったこと、点検担当者の配置、日常点検の実施、点検結果の記録を行っていないAEDがあったこと、学校において校舎内などの施設開放時に立ち入れない場所にAEDが設置してあったこと、などの多くの指摘がされています。学校施設のAED設置に関連して教育長に見解を伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

本年3月に公表された行政監査の結果におきまして、学校AEDの屋外への設置等について御意見をいただいたところでございます。

教育委員会といたしましては、学校教育活動をはじめ学校施設開放の利用者等も使用できる環境の確保にあたり、設置場所や迅速にAEDを使用できる管理体制等の課題もございまして、今月設置された全庁的な「AED検討委員会」において検討される、本市施設のAEDの設置基

準や管理方法等を踏まえ、他都市の事例も参考としながら、学校における設置のあり方について関係局と協議してまいります。

■ 一般質問（6月22日）自民党 原議員 ■

◆ 小杉小学校について

◎質問①

来年4月に開校予定になっております小杉小学校について伺います。

まず、小学校の建物の基本コンセプトと主な施設内容について伺います。また、現在、工事に遅れなどがないかも伺います。

◎答 弁

はじめに、校舎をはじめとする学校施設の整備にあたりましては、
「多様な学習活動や体験活動を生み出し、支える空間づくり」
「地域に開かれ、地域との連携や交流を生む学校」
「日常の利用と共に、災害時の利用にも配慮した施設づくり」
「自然エネルギーを活用し、環境教育の場となる施設づくり」
の4点を基本コンセプトと定め、設計を行ったものでございます。

特徴的な施設内容といたしましては、日常的に多様な学習活動が可能となるオープンスペースや、地域の方々との交流を行うラウンジを設けております。また、室内の仕上げ等に温かみのある木材を多用したり、環境教育に活用できる太陽光発電システムの導入等を予定しております。

次に、建設工事の進捗状況につきましては、当初の予定通り、本年12月末の完成に向けて、概ね順調に推移しているところでございます。

◎質問②

次に、小杉小学校のICT環境について伺います。

本市の公立学校で、直近で開校したのは、川崎高等学校附属中学校であると記憶していますが、この附属中学校のICT環境は充実していると思います。

附属という違いがあるものの、新たにこの小杉小学校が開校するわけですから、ICT環境については充実していると思われませんが、施設内容について伺います。

◎答 弁

小杉小学校におきましては、市立小学校で初めて全教室に無線接続環境を整備するほか、液晶プロジェクタ、実物投影装置、コンピュータを整備してまいります。

無線接続環境を整えることにより、コンピュータ室のタブレットコンピュータを持ち出し、ICTを活用した多様な学習活動が可能となり、豊かな学びや表現活動が実現できるものと考えております。

■ 一般質問（6月22日）公明党 川島議員 ■

◆ 川崎市総合教育センター相談室の体制について

◎質問①

川崎市総合教育センターの相談室について伺います。

近年、いじめや不登校等の相談と共に、特別支援学校や特別支援学級への就学に対する相談、また、学習の遅れなど発達の問題に対する相談が増加しています。まず、本市に設置されている

相談室の体制と寄せられる相談件数、予約から相談実施までの待機日数について伺います。

◎答 弁

はじめに、相談室の体制につきましては、現在、塚越相談室と溝口相談室の2か所の相談室において、指導主事、心理臨床相談員、特別支援教育就学相談専門員が、それぞれの専門性を生かして相談に当たっているところでございます。

次に、平成29年度の相談件数につきましては、「いじめや不登校などに関する教育相談」149件、「特別支援教育に関する相談」702件、「小学校入学時の特別支援教育に関する就学相談」650件、計1,501件が新たに寄せられ、継続した相談も含めると、総相談件数は2,474件、総面接回数は1万2,913回となっております。

次に、申込から初回面接までの日数につきましては、相談件数が多いことに加え、相談内容に応じた相談員の選定や、保護者・子どもとの面接日程の調整などにも時間を要するため、平均1か月半程度となっております。

◎質問②

いじめや不登校等の教育相談に比べ、就学相談、特別支援教育に関する相談は、約5倍と元々、相談数が多い中、過去3年の実績が、増加傾向であることが分かりました。

予約から相談を実施していただける期間も1カ月～2カ月待ちと混雑しており、不安な中、相談を待つ保護者にとっては、とても長い時間であることは、想像に難くありません。早期に相談体制の拡充を進め、実施までの期間を短縮すべきですが、見解と今後の取組を伺います。

また、将来的には南中北の3か所体制への見直しも必要と考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

相談件数の増加への対応につきましては、申込から初回面接までの日数を短縮することなどが課題であると認識しておりまして、発達障害等に関する理解が広がり、就学前からの相談や療育が充実してきていることなどから、特別支援教育に関する相談のニーズが高くなってきているものと捉えております。

相談室につきましては、今年度、心理臨床相談員1名を増員するとともに、新たに、特別支援教育就学相談専門員1名を配置し、相談体制の充実を図ったところでございます。また、昨年度から小学校の児童支援コーディネーターを全校配置するなど、校内の教育相談体制の充実を図るとともに、相談室との連携を進めております。

今後も、相談件数の推移を注視しながら、今年度の相談員増員による効果の検証を図り、申込から初回面接までの日数短縮や児童生徒への支援の充実に向け、よりよい相談体制の在り方について検討してまいります。

◎質問③

相談については、臨床心理士や臨床発達心理士など、専門的な資格を有する相談員が実施されています。他の自治体でも、同様な有資格者の確保が難しい中、人材確保の自治体間競争に後れをとらないよう早急な対応が求められます。相談員が本市で長く活躍頂けるよう、必要な対策を講じるべきですが、現状と今後の取組を伺います。

◎答 弁

近年、全国的に、臨床心理士や臨床発達心理士、学校心理士などの需要が高まっていることもあり、資格を持つ相談員の人材確保が難しい状況でございます。

これまで、非常勤職員の任用につきましては、その任用期間を4回に限り更新することができ

るとされておりましたが、昨年度、任用制度の見直しが図られ、改めて能力実証を行うこと等により、再度任用することができるようになったことから、今年度、専門性や経験を有する相談員を確保したところでございます。

今後も、相談員の研修を充実させるなど、業務に対するフォローや相談技能のさらなる向上が図られるよう努めるとともに、新たに募集する場合には広報を工夫し、広く優れた人材が確保できるよう努めてまいります。

■ 一般質問（6月22日）共産党 井口議員 ■

◆ 多摩区役所生田出張所建替基本計画について

◎質問

生田地区は、市民館・図書館分館の整備が進められていたのに、2002年の行革で凍結され、結局白紙になってしまった経過があります。生涯学習施設は地域の皆さんの悲願といっても過言ではないことが、今回の意見交換会やパブコメでよくわかりました。意見交換会では、生田地区には様々な活動があって、その活動場所を求めていることがわかりました。また、すべてのグループが図書機能を要望しています。パブコメにもそうした意見が出されていました。そのなかで図書館を求める意見に対する回答が「本市において図書館分館を新たに整備する計画はないことから、基本計画には反映しておりません」だったことに、本当にかっかりしました。これは、出張所機能の一部に解消せず、根本的な解決が必要だということを示しています。

そこで、社会教育施設を整備する部署である教育委員会に伺います。この地域で市民の要望がこれほど具体的に出されたことはありません。やはり、生田地域の社会教育施設の整備は、あの白紙撤回以来、ずっと求められてきたことだったのです。この事実を受け止め、生田地区に図書室と市民館機能を持つスペースを整備するべきですが、伺います。

関連して、3年連続して生田出張所で行ってきた、多摩市民館の出張講座は、今年度はどう取り組むのか伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

本市では、各区の市民館、図書館及び分館を拠点としながら、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するなど、市民の生涯学習活動の場の提供に取り組んでいるところでございます。

現在、新たな社会教育施設を整備する計画はございませんが、生田地区には、平日の昼間でも利用可能な生田中学校特別創作活動センターもございますので、これらの地域資源を活用しながら、市民の皆様の生涯学習活動の充実に向けた環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

また、多摩市民館の出張講座につきましては、平成27年度から生田出張所を会場に実施しておりまして、今年度につきましても、生田出張所の仮庁舎において、シニア世代の地域参加に向けた講座を、本年秋頃に実施する予定としております。

■ 一般質問（6月22日）みらい 山田議員 ■

◆ 友好都市の食材を活用した食育について

◎質問①

本市と友好自治体の食材を活用した食育について伺います。

本市では、平成26年11月に締結された「宮崎県と川崎市との連携・協力の取組に関する基本協定書」に基づき、食育推進の一環として、宮崎県産食材を取り入れた献立の導入がこの6月から、「崎×崎」献立として中学校給食に提供されると仄聞しています。

まず、この献立に係わる経費については特別献立として別枠の扱いとなるのか伺います。また、

材料調達に当たっても個別の扱いとなるのか伺います。

◎答 弁

今月実施の「崎×崎」献立は、麦ごはん、チキン南蛮、宮崎野菜のごましょうゆ和え、かきたま汁、牛乳でございまして、宮崎県産の食材といたしましては、鶏肉と切り干し大根、干しいたけを使用しております。

学校給食に使用する食材につきましては、公益財団法人川崎市学校給食会が調達を行っており、登録している事業者から購入しております。「崎×崎」献立に使用する宮崎県産の食材につきましても同様でございまして、事業者へは、宮崎県産の食材の取り扱いの有無、価格についての確認を行い、通常、学校給食で使用可能な範囲で調達することとし、経費等で特別な取り扱いは行っていないところでございます。

◎質問②

次に、この特別献立による食育を具体的にどのように進めるのか伺います。

◎答 弁

学校給食におきまして、「崎×崎」献立を提供することにより、子どもたちが、宮崎県の郷土食や食材に関心を持ち、献立を通して、農産物の生産地と消費地域を結び、宮崎県と本市との連携した取組についても知ることができるものと考えております。

なお、「崎×崎」献立につきましては、家庭配布献立表や食育だより等を活用し、家庭等へお知らせするとともに、給食時間にクラス掲示用の「給食配り方表」に掲載した一口メモを紹介するなど、子どもたちが興味・関心を持てるよう、取り組んでいるところでございます。

◎質問③

次に、我が会派は川崎市の友好自治体である北海道中標津町を訪問して参りました。中標津町は人の数より牛の数が多いという北海道の東部に位置する酪農の町です。

平成4年7月9日に友好自治体の協定を締結し、以降25年にわたり、市民祭りや働く者のバザールでの物産販売を始めとして、行政職員の交流、サマーキャンプとして小中学生の受け入れなど、様々な交流が行われてきましたが、現在アンテナショップやさいか屋が閉店し、物産の販売が終了してしまいました。町長と懇談する中で、低温長時間殺菌で大変おいしいと評判の牛乳やヨーグルト、チーズなどの乳製品の活用を要望されました。

本市の給食に取り入れることは友好自治体への理解や、食育の推進、経済交流に資すると考えます。給食への食材の導入についてどのような課題があるか伺います。

◎答 弁

北海道中標津町の食材を学校給食に使用することにつきましては、食材価格や配送経費、流通手段、安定供給の確保などの課題があるものと考えております。

◎質問④

次に、全面的な導入は難しいとは思いますが、例えば友好自治体の締結をした7月9日に限って、区域を限定した献立の一部に使用するという対応について、どのような条件が整えば可能性があるのか伺います。

◎答 弁

学校給食で使用する食材につきましては、学校給食で使用可能な範囲で調達することとしてい

ることから、一部の使用であっても、食材価格や配送経費、流通手段、安定供給の確保等の様々な条件が整うことが必要と考えております。

■ 一般質問（6月22日）共産党 片柳議員 ■

◆ 高校内居場所カフェについて

◎質問①

高校内居場所カフェについてです。”

先日、県教育委員会も共催する「かながわ高校内居場所カフェサミット」が開催され、市立川崎高校を含め県内9校内に設置された「カフェ」の関係者が一堂に会しました。

全国ではじめに、大阪府立高校で居場所カフェを設置された田中俊英さんが基調講演をされ、「朝7時からのカフェの「モーニング」で、最後までポツンと一人で立っていた女子に話しかけたら『昨日から何も食べていない。母親は恋人のところに行き、妹と弟には自分がパンを食べさせた』とバーッと吐き出すように話していった。そういう子の本音が出てきて個別支援のきっかけになるのがカフェの大事なところだ」という趣旨の話をされていました。

このように、ポロッと本音が出てくる「居場所」をつくるのが、この取組の勤所だということが、各地の経験で裏付けられています。本市は2014年から川崎高校で「居場所」を大事にした「カフェ」を開始、2016年には教育委員会に所管が変わり、昨年度からは高津高校で「就労」を中心にした事業を行いました。各地の取組では「中退・定着対策」と「就労・進路対策」のどちらを重視する場合でも、本音の出せる「居場所」がその前提となっています。今後のこの事業で「居場所」をどのように位置づけるのか、伺います。

◎答 弁

本事業は、定時制高校に在籍する生徒を対象に、様々な教育的ニーズを持つ生徒の自立に向けた、学校内における生徒の居場所として、カフェなどを設置し、相談や学習支援、キャリアサポート等を行うものでございます。

川崎高校におきましては、「相談や個別サポート」を中心とした取組を行っており、また、高津高校では、進路相談や面接の練習等、「キャリアサポート」を中心に取り組んでいるところでございます。

定時制生徒の自立に向けた支援を行うためには、「居場所づくり」は有効な取組であると考えますので、今後も様々なサポート等に活用してまいりたいと考えております。

◎質問②

「居場所カフェサミット」では、学校の先生だけでは解決できない課題を抱える生徒が「居場所」で吐き出す悩みや不安に寄り添いながら、いかに虐待やネグレクト、貧困などの課題を早期発見して、公的サービスや専門機関につなぎ支援するか、ということが共通の問題意識でした。

川崎高校の「ぼちっとカフェ」の担当者の方も「『カフェ』単独では生徒個別の課題に対応しきれない。学校の先生・保健室や事務の先生と連携し、保健士や福祉事務所のケースワーカーなど関係機関と連携することが欠かせない」と話されていました。

定時制高校自立支援事業の中に、生徒の抱える虐待や貧困・生きづらさなどの課題に個別対応できるような支援体制を確立していくことが必要と思いますが、伺います。その中で重要な役割が期待されるスクールソーシャルワーカーの体制を強化し、高校への支援も強めるべきですが、伺います。

◎答 弁

生徒の支援につきましては、教員だけでなく、養護教諭や関係機関との連携が不可欠であると認識しており、現在、定時制高等学校では、全教職員と学校巡回カウンセラーが様々な教育的ニーズを持つ生徒に対して個別支援を行っているところでございます。

また、カフェの担当者が相談等で得た情報に関しても、学校と協議の上、関係機関と情報共有し、対応を図っております。

次に、スクールソーシャルワーカーによる支援につきましては、学校からの要請に応じて、個々の生徒の環境を踏まえて、関係機関との連携を図りながら実施することとしております。

教育委員会といたしましては、各学校が生徒の抱える課題に適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用や校内体制の充実などについて働きかけてまいります。

◎質問③

高校内居場所カフェに、神奈川県内ではじめに取り組んだのが市立川崎高校でした。大阪の取組では、全校生徒の約1割が中退しているある高校のなかで、「居場所カフェ」に参加している生徒の中退率は約1～2%と10分の1にとどまっているとのことでした。高校生の自己肯定感をはぐくみ中退を防ぎ高校への定着を支え、さらに就労や進学につないでいく重要な役割が注目を浴び、県内9校に広がりさらに大きく注目されています。

こうした高校内居場所カフェを通じた取組を、まずは全定時制高校に広げるべきだと思いますが、教育次長に伺います。

◎答 弁

今後につきましては、川崎高校での「相談・個別サポート」や高津高校での「キャリアサポート」を充実させるための取組を継続するとともに、他校への展開も含め、生徒へのより効果的な自立支援について検討してまいります。

◆ 性自認と性的指向にかかわる施策について

◎質問①

文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知を出し、児童生徒の性自認に基づいた対応を求めています。この通知についての3月議会で石川議員の質問に対する答弁は「学校において児童生徒や保護者から相談があった場合には」「具体的な支援を行ってきた」というものでした。

これまで示してきたように、自ら性的指向・性自認を明らかにするかどうかに関わりなく、人権を尊重する取り組みが広がっています。「いじめられるかもしれない」「暴露されるかもしれない」という思いがあるからこそ、児童生徒は困っていても助けを求められない実態があります。だからこそ、「生徒や保護者から相談があった場合」だけでなく、その前からの配慮・対応が必要と考えます。教育次長に伺います。

◎答 弁

これまでも、児童生徒が自身の状態を秘匿しておきたい思いがある場合があること等も踏まえつつ、児童生徒が性自認や性的指向を申し出る前の教職員の対応として、性的マイノリティ全般についての言動に配慮すること、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となること等を、ライフステージに応じた研修等において周知してまいりました。

今年度は、安心して相談できる環境をさらに整えるために、性的マイノリティの方を講師とした、養護教諭の研修会などを実施する予定でございます。

今後も、性自認や性的指向に関する教職員の理解を深め、すべての子どもたちが安心して過ご

せるような環境づくりを推進してまいります。

◎質問②

文京区が職員・教職員向けに出している「性自認および性的指向に関する対応指針」では、「差恥心やハラスメント、差別を恐れて」教職員に言い出せない場合もあるので、児童・生徒が「自分で調べられる複数の手段を用意すること」としています。具体的には「図書の配置や校内新聞等の掲出物」で性的指向・性自認に関する情報を届けることで、「当事者の子どもの抱える不安や疑問の解消の一助になる」「他の子どもたちの理解促進にもつながる」と対応策を提示しています。

大阪・堺市では、市立図書館が小学校向け、中学校と高校向けのブックリストを作成し、学校向けに提供する取組を始めました。これらも参考に、学校現場が実情に合わせて活用できるよう、校内掲示や学校内での図書の配架について教育現場を支援する取組や情報提供を進めるべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

市立学校におきましては、子どもの発達段階に応じて、性自認や性的指向に関する資料の校内掲示や、関連書籍の配架といった対応を行っている学校もございます。

教育委員会といたしましても、性自認や性的指向を言い出せない児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、各学校や他都市の取組事例を情報提供するなど、学校の支援に取り組んでまいります。

■ 一般質問（6月22日）自民党 橋本議員 ■

◆ SDG s の取組について

◎質問①

SDG s とは持続可能な開発目標という意味で 2030 年までの国際目標と位置付けられています。先日 15 日にはSDG s 未来都市として神奈川県、横浜市、鎌倉市が選定され、それぞれ取組んでいます。SDG s にの考えは様々な分野にわたっていますから、どの分野に取組むのが漠然としたものになる懸念もありますが、逆に言えばどの分野でも取組やすいとも言えるかと考えます。そこで本市の教育においてこのSDG s の考えにもとづく取組を行うことについて伺います。

◎答 弁

新学習指導要領の前文及び総則、各教科等におきましては、持続可能な社会の構築の観点が入り込まれ、SDG s と理念を共有する姿勢が示されております。

持続可能な社会の創り手を育成し、SDG s の目標達成につなげるためには、その観点を教職員が理解することが大切であると考えております。

今後も、教職員の理解と継続的な取組が重要になってまいりますので、新学習指導要領の全面実施に向けた取組と関連付けながら、研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。

◎質問②

SDG s を通じて豊かで活力ある未来を創るという政府の考えは理解できるものの、結局は持続可能というキーワードをどのように捉えるかが大事かと考えます。そこで、私は人だと考えています。人を育てる、将来の担い手を育てていくということだと思えます。現在、地域においては様々な担い手が不足してきています。行政から依頼される各種専門委員など定員不足が慢性化しています。また、ボランティア団体も高齢化し、次の担い手の確保に苦勞されています。そう

いった意味で将来の地域の担い手を育む取組について伺います。

◎答 弁

各学校におきましては、平成 28 年度から学校教育全体を通じて、かわさき教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けて、「キャリア在り方生き方教育」が実践されているところでございます。

「キャリア在り方生き方教育」の視点の一つとして「わたしたちのまち川崎」を掲げており、心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着を持ち、将来の担い手となる人材を育成することを目指しております。例えば、地域の住民を招いた体験活動や、特別活動に位置づけたボランティア活動などは、世代間の交流や地域の人とつながるよい機会となっております。

子どもたちが地域で活躍する人々の活動や願いを知るとともに、自分たちが地域のためにできることを考え、実践することは、地域への愛着や誇りと社会貢献の意識を育むきっかけとなるものでございます。

今後も、地域とつながる活動を通して、社会の中での自分の役割を考え、社会への参画の意識を醸成する取組を推進してまいります。

◆ 部活動について

◎質問①

川崎市立学校の部活動に係る方針によれば、意義など様々な内容が記載されていますが、一言でいえば、本市の部活動は、週に 2 回の休日を全校に求める内容となっております。以前は週 1 日の休日を設けるよう各学校に通達していましたが、まず、週一の休日についての実施状況を伺います。

◎答 弁

昨年 5 月、各中学校長あてに発出した「バランスのとれた部活動の運営について」におきましては、「1 週間の中に、少なくとも 1 日の休養日を設定すること」を依頼したところでございます。

取組の実施状況といたしましては、中学校長会をはじめ、各学校の顧問代表で構成する中学校部活動指導者連絡調整会議や、中学校体育連盟の会議等で、ヒアリング等を行った結果、概ねこの内容を踏まえた部活動が実施されている状況でございます。

◎質問②

ただいま、週一の休日の状況を答弁いただきましたが、それを踏まえ、週 2 回の休日について各学校が実施し得るのか伺います。できない場合の教育委員会としてどのような対応を取るのか伺います。

◎答 弁

本年 5 月に策定した「川崎市立学校の部活動に係る方針」におきましては、生徒の健全な成長を図る上で、適切な休養日等が必要であることから、「平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上」を基準としたところでございます。

今後、各学校におきましては、休養日設定の趣旨を理解し、校長が学校部活動活動方針を策定するとともに、部活動ごとに年間・月間活動計画を作成し、生徒・保護者に周知することとしております。

教育委員会といたしましては、学校ごとの状況を把握しながら、必要な指導・助言を行ってまいります。

◎質問③

義務教育ではない高等学校にも本方針を適用するとあります。高等学校での部活動は将来その道に進む意思を持って励んでいる生徒もいると考えます。そのような中で、本方針を高等学校に求めることが妥当なのか考えを伺います。

◎答 弁

市立高等学校におきましても、本方針を原則として適用することとし、生徒の健康や安全面に配慮して、バランスのとれた活動とするものでございます。

高等学校につきましては、「各学校において中学校教育の基礎の上に、多様な教育が行われている点に留意すること」としておりますので、各学校の実態に十分配慮しながら、運用してまいります。

◎質問④

本市では、運動部・文化部問わず、顧問・生徒の努力によってそれぞれに培われてきた伝統というものがあると思います。特に、全国大会に出場するような強豪校としての輝かしい伝統と実績を築いている学校も存在します。伝統や実績を築くにはかなりの時間を要しますし、たゆまぬ努力なくして構築できないものですが、失うことは至極簡単であります。失ったものを取り戻すことは非常に難しいものです。本方針がそのようなことに繋がることを大いに懸念するわけですが、教育長の考えを伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

部活動は、生徒の成長発達に重要な役割を果たすものであり、学校教育の一環として位置付けられた活動でございます。また、本市におきましては、全国大会をはじめ各種競技大会、コンクール等で活躍している生徒が数多くいることも認識しております。

一方で、学業や多様な活動との両立や、生徒の健全な成長を考える上で、バランスのとれた部活動の運営が必要と考えているところでございます。

今後も、部活動を通して、生徒が達成感や充実感を味わうことができるとともに、効果的で質の高い部活動が実施されるよう、趣旨等を学校に丁寧に説明し、生徒の自主的・自発的な部活動の推進に努めてまいります。

■ 一般質問（6月22日）無所属 月本議員 ■

◆ キャリア在り方生き方教育について

◎質 問

かわさき教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」を達成するために、キャリア在り方生き方教育が、市立小中学校全校で進められています。

そのテキストになっているのが、「キャリア在り方生き方ノート」です。

この中で、小学1・2年生対象の「ふれあい」では、将来の夢を書くことで、まずは目標設定を行う点があります。

3・4年生対象の「ひろがり」では生活チェックマップをつくり、健康への留意点について確認します。

5・6年生・中学1年生対象の「つながり」では、「健康な生活」を考える機会があり、生活リズムについて自ら考えるトレーニングになります。

中学2・3年生対象の「はばたき」では、「夢の実現に向けて」「チャレンジマイドリーム」として、30歳までの目標設定と計画づくり、希望する職業につくためにどのような研鑽を積むか

について自ら考えるようになっていきます。

ライフプランを考える基礎になっているわけですが、その効果が現れるのはおそらく 20 年から 30 年先と言えます。

しかしながら、ライフプランを考えるのは、子どもたちだけでなく大人も重要になり、学校教育を通じ、保護者の理解が深まる可能性もございます。

そこで、キャリア在り方生き方教育が、保護者や地域に与える影響をどのように考えるか、教育次長の見解を伺います。

◎答 弁

キャリア在り方生き方教育につきましては、その推進のため、平成 28 年度からキャリア在り方生き方ノートを市立小中学校の子どもたち一人ひとりに配布し、各学校において活用されているところでございます。

子どもたちが、キャリア在り方生き方ノートを使用して学習することで、「自分をつくる」ことの大切さに気付くとともに、子どもたちの学びを見守り一緒に育んでいく保護者の皆様にも、その意義が伝わるものと考えております。

昨年度、宮前区地域教育会議の「教育を語るつどい」におきまして、保護者や地域の方に実際にノートを使用させていただいたところ「日々の生活に追われて将来の目標を具体的に考えることがなかったので、自分を見つめ直すいい機会になった。子どもと家庭でも話し合いたい。」という感想がございました。

今後も、地域や保護者に御理解と御協力をいただけるよう広報や啓発を図り、キャリア在り方生き方教育を推進してまいります。

◆ トウレット症について

◎質 問

小児期から青年期に発症するのがトウレット症です。

小中学校の段階が非常に大きな影響を受ける時期になるとともに、先ほども触れましたが、平均すると学校に 2～5 人程度の割合でトウレット症の子どもがいるということになります。

トウレット症をはじめとした支援の必要な児童・生徒について、児童支援コーディネーターの研修や、児童支援コーディネーターを通じ、各学校の教職員が理解を進めていることと思いますが、教職員だけでなく、保護者の理解も必要になります。

そこで、トウレット症をはじめとした障害をすべての保護者が知り、理解をすることが重要と考えますが、保護者への啓発についてどのように取組を進めていくか、教育次長に見解を伺います。

◎答 弁

トウレット症など発達に障害のある児童生徒の教育的ニーズは、多様化しております。小学校では児童支援コーディネーター、中学校では特別支援教育コーディネーター等が、一人ひとりの教育的ニーズに対して、早期からの相談や支援に努めているところでございます。

学校では、コーディネーターだより等を配布し、広く支援教育の取組について保護者へ周知を図っているところでございますが、様々な機会をとらえ、さらに障害についての理解を促す必要があると認識しているところでございます。

今後も、各学校において、すべての児童生徒を対象にしたきめ細やかな支援を実施するため、校内支援体制の充実を図るとともに、保護者への理解啓発についての取組を進めてまいりたいと考えております。

◆ 中学校給食の食材について

◎質問

中学校給食の食材について教育次長に伺います。

自校方式2校、小中合築校方式2校と3か所の給食センターによる中学校給食が本格実施となりました。子どもの貧困が政治テーマである時代に、誰もがお昼に食事が出ることは、大きな安心ではあります。そこで伺います。

先日お父さんを中学校に通わせる保護者の方から、献立表や食材の一覧表を見ていると小学校の時に比べて加工品が増えた気がするとのことでした。シュウマイやハンバーグなどの調理品もあります。中学校給食はその考え方の中に食材については小学校の給食に準ずるとしています。遺伝子組み換えをしていない食品や添加物の少ない食品などが選択されているとは思いますが、使用の基準について伺います。国産以外の食材も見られますが、この点についても安全基準を伺います。

◎答弁

中学校給食で使用している食材は、国産品を基本に、安全・安心・良質な食材を確保しており、可能な限り市内産・県内産を使用し、地産地消に配慮しているところでございます。

食材の調達につきましては、公益財団法人川崎市学校給食会が行っておりますが、「中学校給食用物資規格基準書」を教育委員会事務局と協力して策定し、この基準を満たしている食材を、学校及び給食センターに提供しております。

また、給食用物資の選定にあたりましては、ハンバーグ等の加工品については、価格などの経済面だけではなく、品質や量、衛生面、安全面、味、アレルギー物資の有無などの項目について栄養士等が審査を行っているところでございます。

次に、国産以外の食材につきましては、小麦粉製品やトマトの水煮等、国内産の供給量が少ない場合に使用することがございますが、原材料の産地証明書や細菌検査結果等が記載されている製品規格書等により、安全性を確認した上で使用しております。今後につきましても、引き続き、安全な食材を供給し、安全・安心で温かくておいしい給食を提供してまいります。

◆ 教育施設の整備について

◎質問①

18日早朝、大阪府でおきた震度6弱の地震では、高槻市の小学校4年生の女子児童が、登校途中の通学路でプールブロック塀が倒れ、下敷きになり、尊い命が奪われました。最も安全であるべき学校施設が、子どもの命を奪う凶器になるという、あってはならないことでした。

教育委員会として、学校施設で使われているブロック塀などの実態調査を行っているとのことですが、学校施設として、ブロック塀が使われている小学校、中学校はそれぞれ何校あったのか伺います。

そのなかでブロック塀の高さが2.2メートルをこえていたり、控え壁がなかったり、鉄筋が十分にはいっていなかったりする建築基準法違反のブロック塀はあったのか、あったとすればそれぞれの学校名について、伺います。同時にブロック塀の安全確保をどのように行うのか、対応を伺います。

また、県内各市では、通学路におけるブロック塀など安全点検を行っていますが、川崎市ではどのような点検を行い、危険物はどのくらいあったのか、その結果と、市としてどのように対応するのかについて、伺います。

◎答 弁

はじめに、ブロック塀等につきましては、今月19日から市立学校全校に対して、ブロック塀等の有無についての確認を行ったところ、小学校36校、中学校19校、高等学校1校、特別支援学校1校、計57校において学校内にブロック塀等がございました。

現在、ブロック塀等を保有している57校に対し、施設所管課職員による現地調査を実施しており、今後、その結果を基に緊急性や危険性等の状況に応じ、対応を図ってまいります。

次に、通学路の安全点検につきましては、このたびの地震発生に伴う事故を受けまして、各学校長あてに「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」の依頼文書を発出し、あらためて保護者や地域等と連携した通学路等の安全点検、危険箇所の確認や登下校時の指導等、児童生徒の安全確保について周知したところでございます。

また、学校が行う通学路等の安全点検の際に、危険箇所等が確認された場合は、教育委員会事務局あてに報告することとしております。

今後、学校からの報告に基づき、速やかに関係局等と情報を共有し、連携を図りながら対応を検討してまいりたいと考えております。

◎質問②

次に学校の給水塔の問題です。先の大阪府の地震では大阪府下11市で断水や減水がおきました。その中には給水塔が倒れ断水するところがありました。私は、2016年3月の予算特別委員会で学校施設の安全確保を求め、質問しましたが、虹ヶ丘小学校の給水塔についてですが、

「この学校では給水塔が校庭に面した老朽建築物の上に建てられ、地震が起きたら校庭の上に落下しかねないものでした。万が一子どもたちの頭に落ちたら心配でなりません。」と私は質問しました。あらためて、こうした危険な構造物については、別の安全な場所に給水施設を設置すべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

高架水槽につきましては、屋上に設置されている貯水槽であり、屋上に設置することにより、階下の水圧を確保し、円滑な水の供給を行う役割を担っております。

虹ヶ丘小学校の高架水槽につきましては、建築基準法に基づき、3年に1度点検を行っており、平成29年度に実施した点検においては、「問題なし」との点検結果でございまして、今後も適切に維持管理に努めてまいります。

◎質問③

給水塔のほかにもいくつか質問しました。千代ヶ丘小学校の消火ホースについてですが、12年前に半分だけ新しい消火ホースに取り換えられましたが、あとの半分は、40数年前の消火ホースが接続され、色も焦げた茶色に変質し、いざというときに使い物になるのかどうかおぼしきものでした。金程小学校体育館の誘導灯にひびが入ったり、割れていたため、その改善も求めました。こうした消火ホース、消火栓ポンプの補強、体育館の誘導灯の改善はすぐにでも行うべきものです。対応について伺います。

また、学校施設の改善のための営繕予算をきちんと確保し、学校で安全対策に取り組めるように指摘し、千代ヶ丘小学校の防球ネットの補修、プールの腐食、女子更衣室の改善、体育館の屋根の樋に土がたまり、木が生え、使いものにならず雨が降るたびに水がザパッと落ちるという状況を示し、要望しておきましたが、これらは改善されたのでしょうか。伺います。

◎答 弁

千代ヶ丘小学校及び金程小学校の消防設備につきましては、平成28年度に交換、または修繕したところでございます。

千代ヶ丘小学校のプール及び女子更衣室につきましては、平成28年度に修繕し、体育館につきましては、本年度、学校施設長期保全計画に基づく再生整備工事において、改修を実施しているところでございます。

また、防球ネットにつきましては、緊急度や安全性等を個別に勘案し、優先順位の高いものから対応しておりますので、今後、検討してまいります。

◎質問④

次に学校のエアコン設置について伺います。

小中学校の各教室と音楽室は、すべてにエアコンが段置されていますが、特別教室のエアコン設置が遅れています。私たちは、各学校の特別教室を視察し、理科室の実験や、調理実習などで火を使う特別教室は、窓を閉め切ることが多く、エアコンがないと、教室が高温になりすぎて、夏場は健康にも危険な状況になるとの告発や、中学校では、普通教室よりも移動により、特別教室の利用頻度が高いとの指摘もあることなどから、特別教室へのエアコン設置を求めてきました。

平成29年度の設置については、24校、34箇所での設置を行ったとのことですが、まだまだ不足しています。

理科室、図工室、美術室、家庭科室については、30%から40%の設置率です。今後、どのように設置していくのでしょうか。2018年度設置予定校と特別教室名について、伺います。今後の年度計画についても、伺います。

◎答 弁

平成30年度の設置予定校につきましては、

東小田小学校 理科室、パソコン室、放送室

四谷小学校 放送室

浅田小学校 図工室、放送室

幸町小学校 図工室、パソコン室、放送室

平間小学校 理科室、図工室、家庭科室、多目的室、視聴覚室
登戸小学校 図工室、図書室
御幸中学校 第1・第2理科室、被服室、調理室、図書室

でございます。

今後につきましても、「学校施設長期保全計画」の工事において特別教室に空調設備を設置するとともに、各学校の個別の状況等を勘案し、空調設備の設置に取り組んでまいります。

◆ 図書館利用について

◎質問①

図書館利用について伺います。

図書館を利用する人は、年々増え続け、いつも図書館は、本を借りる方や、学習する方が多く集まっています。本離れと言われることがうそのようです。図書館を利用している方から、「図書館の新刊本を増やすなど、魅力のあるものにしてほしい」との声があります。また、人気の本は「予約をしてもなかなか順番がまわってこない、20人、30人待ち、本によっては、100人待ちという場合もある」という声もあります。予約の多い図書について、その状況について、伺います。また、平均予約待ち期間についても、伺います。

◎答 弁

市立図書館の図書資料につきましては、各図書館の窓口又はインターネットから予約可能となっており、利用者の指定した図書館で受け取ることができます。

予約状況につきましては、6月21日現在、最も多くの予約が入っている図書資料の予約件数は、1,823件となっております。

また、平均待ち期間につきましては、正確に把握することが困難でございますが、最も多くの予約が入っている図書資料については現在47冊所蔵しており、予約件数から割り返すと、1冊あたりの予約件数は約39件となりますので、例えば、貸出期間の上限である14日間として計算した場合には、これから予約する方は貸出を受けるまで約540日を要する試算となります。

しかしながら、貸出から返却いただくまでの期間が様々であることや、新たな購入や寄贈により所蔵冊数が増えることもございますことから、この試算した日数につきましては、短縮されるものと考えております。

◎質問②

新たな購入や寄贈があれば、日数が短縮されることもあるとはいえ、人気の本は、2,000人近くの方が予約していて、約2年待ちとのこと。新刊本をもっと入れてほしいという要望も含め、予約待ちがこれほど多いのです。2年も待たなくて済むような対応が求められます。伺います。

◎答 弁

図書資料につきましては、「川崎市立図書館資料収集要綱」に基づき購入しており、予約の件数が多い図書資料につきましても、各館の蔵書や予約の状況等を考慮しながら、購入冊数を決定しているところでございます。

また、ホームページ等で、読み終えた本の寄贈の呼びかけを行っており、人気の高い図書資料の寄贈があった場合には、併せて活用しているところでございます。

◎質問③

人気の高い本であっても、購入は全市で 33 冊まで、各行政区には 4～5 冊しか入らないとのこと。これでは、市民のニーズに答えられません。ニーズに沿った対応を求めています。また、読み終えた本の寄贈を呼びかけているとのことですが、一般的な呼びかけだけでなく、人気の高い本の呼びかけも併せて行っていただくことも要望しておきます。

「麻生図書館は、勉強スペースが少なく、予約制で高校生は困っている。高校生も勉強できるスペースの確保を」という要望が寄せられています。先日、麻生図書館に伺ったときも、テーブルのある一般席は満席でした。学習スペースについては、市長への手紙の中にも要望されているとお聞きしましたが、対応について、伺います。

◎答 弁

各図書館におきましては、読書や調べ物等で図書館資料を御利用いただくために閲覧席を設けております。

閲覧席の増設や自習スペースの新設等の御要望につきましては、限られたスペースの中で、できるだけ多くの方に御利用いただけるよう、時間を区切っての利用や、閲覧席以外にベンチ等を設置するなど、各図書館の実情に応じて工夫しながら、対応しているところでございます。

◎質問④

図書館利用者は時間を区切る事を願っているわけではありません。学習しているのに「はい、次の人に交代してください」というのはおかしいです。本を読むだけであれば、ベンチでもいいかもしれませんが、要望しているのは、自習スペースの確保です。図書館の中だけでなく、幸図書館のように、市民館内外の状況を見ながら対応できないのか、伺います。

◎答 弁

市立図書館につきましては、単独の施設として設置しているもの、区役所庁舎や市民館との合築館、また、民間ビル内に設けているものなど、施設の形態や建物内部の状況も様々でございます。有効活用の範囲には限りがございますが、多くの方々に図書館を快適に御利用いただけるよう、今後も各図書館の施設状況や市民の皆さまの利用状況に応じた対応に努めてまいりたいと存じます。

◎質問⑤

麻生図書館は、新百合ヶ丘駅のすぐそばにあり、小田急線と多摩線の結節点でもあるため、とても便利な場所にあります。買い物をしながら、ちょっと立ち寄ることもできます。ですが、2週間の貸し出し期間を過ぎないように返却に来るのは大変です。特に、麻生区は山坂の多い地域が多く、図書館に来るには、バスに乗って、また、電車で 4 駅も乗り越して、いかなくてもなりません。「図書館の返却ポストを駅前に設置してほしい」という要望があります。返却ポスト設置についての見解を伺います。

◎答 弁

市立図書館の返却ポストにつきましては、図書館の開館時間外にも図書資料を御返却いただけるよう、各図書館や図書館分館に設置しているほか、図書館施設以外にも、行政サービスコーナーなど、市内 4 箇所を設置しているところでございます。

新たな返却ポストの設置にあたりましては、周辺地域の状況や設置場所のバランスなどを考慮した上で考え方を整理し、関係局と調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

◆ 子どもの体力向上の取組について

◎質問①

子どもの体力向上の取組について、伺います。

以前から申し上げているように、子どもの体力の低下については、文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によれば、現在の親の世代と比較すると、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下しており、身体能力の低下が深刻な状況であることを示しています。また、このことは、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念され、社会全体の活力が失われるという事態に発展しかねないとも言われています。このようなことから、子どもの体力を向上させていくことは非常に重要なテーマであると思います。’

そこで、本市の小中学生の体力の現状認識と子どもの体力向上について、どのように感じているのか教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

平成29年度にスポーツ庁が実施した「全国・体力運動能力、運動習慣等調査」によりますと、本市においては、小学校男子と中学校女子が前年度の結果を上回るなど、直近5年間では体力が向上傾向でございますが、依然として、児童生徒の体力合計点の平均値は、全国平均に及ばない状況でございます。一方、小学校では、キラキラタイムの取組などにより、運動の習慣化が図られていること、中学校では、運動部活動の入部率が高く、運動意欲・運動習慣も身につけていること、また、全国大会をはじめ各種競技大会で活躍し、高い運動能力が発揮されていることも認識しているところでございます。

児童生徒が運動を適切に行うことによって活力ある生活を送り、たくましく生きるために、体力の向上を図ることは重要なことと考えておりますので、引き続き、学校において、運動に自ら取り組む意欲の向上と、体育学習の充実を図ってまいります。

◎質問②

次に、昨年度本市がスポーツ庁から受託した、子どもの体力向上のためのPDCAの実践研究の内容と、実践研究を行って得られた良かった点と課題となった点について、教育次長に伺います。

また、PDCAの実践研究を行った小学校の児童や教員・指導者などの方々から、どのような感想や意見が寄せられたのか、併せて伺います。

◎答 弁

はじめに、実践研究の内容につきましては、子どもの体力向上に向けた現状と課題を整理するため、昨年度、研究推進校を2校指定し、体育授業への外部指導者派遣、休み時間を活用したキラキラタイム等での運動、測定機器を装着した1分間縄跳びの活用による体力測定、サッカー教室及び水泳教室を実施したところでございます。

次に、実践研究の成果につきましては、外部指導者の派遣により、鉄棒運動やマット運動等の体育学習において、個々の児童にきめ細やかな指導ができるようになったこと、また、1分間縄跳びの計測により、児童がシンプルな縄跳び運動に多様な要素が含まれていることを知り、興味関心を持ち、楽しく運動に取り組むことができたこと、キラキラタイム等で積極的に運動する習慣が図れたこと等が挙げられます。

一方、課題につきましては、習い事などで放課後に体を動かす時間が取れない児童が増えてい

る現状があることから、児童自ら、積極的に体を動かしたいと感じるスポーツや運動遊びを紹介し、日常生活の中で運動を習慣化していける取組が必要であると考えております。

次に、実践研究校の児童等の感想や意見につきましては、児童からは、「キラキラタイムでさまざまな運動遊びをすることで、体を動かすことが楽しくなった」、「1分間縄跳びでは、跳ぶ回数が増えなくても、リズムやバランスが上手になっていることがわかり、嬉しかった」等の感想がありました。

また、教員や外部指導者からは、「複数で指導することにより、工夫した学習の場などを多く設定できるようになった」、「キラキラタイムで、進んで運動に取り組む児童が増えた」等、実践の成果についての意見があったところでございます。

◎質問③

次に、昨年、「実践研究の結果と新体力テストとの関連性を検証する」との答弁がありましたが、昨年度、実践研究を行い、どのような結果が得られたのか、教育次長に伺います。

◎答 弁

実践研究校の結果につきましては、昨年度と比較し、1分間縄跳びの失敗回数は緩やかな減少傾向がみられ、特に児童の前後・左右へのぐらつきの改善が顕著にみられたところでございます。

この結果と新体力テストとの関連性につきましては、研究推進校で実施した新体力テストの各種目の平均値、及び体力合計点が全国平均値を上回っている状況がございまして、実践研究に加えて、運動の習慣化に向けた学校全体の日常的な取組により、児童の体力向上につながったものと考えております。

◎質問④

次に、子どもの体力の向上については、これからも重要な課題であると思っております。今後、どのような取組を行っていくのか、教育次長に伺います。

◎答 弁

実践研究の成果を踏まえ、今後、キラキラタイムなど運動の習慣化に向けての実践例等を、新体力テスト指導者講習会や「小中合同体育・保健体育研究発表大会」等を通して周知し、各学校における児童生徒の体力向上につながる取組を進めていきたいと考えております。

■ 一般質問（6月25日）自民党 矢沢議員 ■

◆ 川崎市立小学校の通学区域について

◎質問①

川崎市立小学校の通学区域について伺います。

人口増加が続く本市ですが、一方で、地域によっては就学児童数の減少から小学校通学区域の変更を求める声が出ているところもあります。まず、通学区域を変更することに対する考え方を教育次長に伺います。

また、本市の小学校における学級規模の推移と傾向を併せて伺います。

◎答 弁

はじめに、本市の小学校における学級規模の推移につきましては、平成15年度に14校であった、小規模校にあたる11学級以下の学校が、平成23年度に2校、今年度は10校と推移してきたところでございます。また、今後の長期推計によれば、平成35年度には13校になると

見込んでいるところでございます。

住宅開発や大規模工場跡地へのマンション建設等によって児童・生徒数が急増している学校がある一方で、地域の成熟化や少子高齢化を受け、児童数が減少傾向にある学校も見受けられる状況でございます。

次に、通学区域の変更につきましては、現状の通学区域は、学校の適正規模のほか、通学における距離や時間及び安全性、町内会等の地域活動など、多様な要素を考慮して設定しております。通学区域は長い歴史の中で定着して、地域住民の生活と結びついており、その変更は地域に大きな影響を及ぼすため、変更にあたりましては、地域の合意等、慎重な検討が必要なものと考えております。

◎質問②

通学区域の変更による就学児童数の均等化が出来ないとすると、地域によっては小学校の学級規模の縮小に歯止めが掛からないケースが発生してくることが懸念されます。学校自体の統廃合を検討せざるを得ない基準について教育次長に伺います。

また、併せて過去本市において、就学児童数の減少から小中学校の統廃合の検討が行われた事例について伺います。

◎答 弁

はじめに、学校の統廃合の基準につきましては、「既に6学級となっているか、今後6学級以下の規模になると見込まれ、通学区域内に大規模な開発も無い」学校について、小規模化の解消に向けた具体的な方策を検討してきたところでございます。

次に統廃合を検討した事例につきましては、8校について検討を行い、通学区域のほぼすべてが集合住宅となっており、急速に児童数が減少した地域にある小学校など、6校の統廃合を行ってきたところでございます。

◎質問③

小規模校における就学児童数の確保に向けた取組を教育次長に伺います。

◎答 弁

既存の住宅地における通学区域の変更につきましては、さまざまな要件を勘案し、慎重な検討が求められるところでございますが、通学区域の境において新たに集合住宅が建設される場合など、地域への影響が少ないと見込まれる場合には、通学区域を変更するなど、学校規模の適正化に向けた検討をしてみたいと考えております。

■ 一般質問（6月25日）共産党 石田議員 ■

◆ 化学物質過敏症の児童への対応について

◎質問①

化学物質過敏症被害の児童生徒の対応について質問します。

文部科学省は2012年、「学校における化学物質による健康障害に関する参考資料」を通知していますが、化学物質過敏症を有する児童生徒への配慮及び学校教育の機会の確保に関する個別対応の基本的な考え方、本市の対応を伺います。

◎答 弁

市立学校では、児童生徒から化学物質過敏症、または似たような症状の相談を受けた場合は、

児童生徒の状況に応じた個別の配慮を行うなどの対応を行っているところでございます。

◎質問②

学習の個別に関わる部屋の確保の場合、教育活動サポーター配置の対応を検討できないか伺います。

◎答 弁

各学校におきましては、児童生徒へのきめ細やかな学習支援を行うために、教育活動サポーターを配置することはございますが、個別の学習が必要な児童生徒につきましては、様々な教育的配慮が必要となりますので、教員が学習指導にあたることとなります。

◎質問③

文部科学省の通知では、教育委員会等は『シックハウス症候群』や『化学物質過敏症』等に対する情報の収集を行い、研修等を通じて所管の学校への情報提供が求められる」としています。本市の対応を伺います。

入学の際、一人一人の心身の健康状態を知り、学校生活を送る上で健康管理に役立てるための「保健調査票」を保護者から提出していただいています。今後増える傾向にある化学物質過敏症についても、記入欄なり把握に努める方法を検討すべきと考えますが伺います。

◎答 弁

はじめに、情報の収集及び提供につきましては、文部科学省、厚生労働省等から最新の情報を収集することに努め、必要に応じて、市立学校へ情報提供を行っており、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、保健調査票による把握方法につきましては、「学校での配慮事項」や「現在の身体について学校で知ってほしいこと」などを記載できる欄が設定されておりますので、各学校がその欄を活用することで、健康状態の把握が行えるものと考えているところでございます。

■ 一般質問（6月25日）みらい 木庭議員 ■

◆ 川崎市歌について

◎質問

川崎市歌について伺います。

平成27年の第3回定例会で川崎市歌を活用し、市民が川崎に愛着と誇りに思ってもらえるよう、学校で歌唱指導することを求めたところ、小学校では、歌唱指導だけでなく、運動会や周年行事・昼休みなどに放送し、浸透を図っているということです。そこで、中学校や高校での取組について教育次長に伺います。

◎答 弁

中学校や高等学校における市歌を活用した取組につきましては、入学式や卒業式、周年行事などにおける市歌の斉唱、体育祭等の行事における、吹奏楽部による入退場時や、市旗・校旗の掲揚、降納の際の市歌の演奏などの取組が行われているところでございます。

今後、市制記念日もございますので、改めて各学校が実情に応じた取組ができるよう、市歌の周知啓発に努めてまいります。

◆ システム設計における問題について

◎質問①

システム設計における問題について伺います。

本来、臨時的任用教職員の期末・勤勉手当については、「職務段階別加算は適用しない」と要綱で定められているにも関わらず、平成 22 年度の新人事給与システム稼働が開始された時点になぜ気付かなかったのでしょうか。

また、その後も継続して稼働されてきた中、何度か行われたシステム修正時に気付く事が出来なかったのか理由を伺います。

◎答 弁

支給の原因につきましては、「臨時的任用教職員に対し期末・勤勉手当に職務段階別加算を適用しない」、という要件がプログラムに反映されておらず、誤った計算が行われていたためでございます。

平成 22 年度のシステム稼働前のテスト結果のチェックや、運用開始後の手当支給時におけるチェックが不十分だったため、誤りに気付くことができなかったところでございます。

また、稼働後に必要に応じてシステム修正を行っているところでございますが、その際は修正箇所の確認は行いますが、直接関係の無い職務段階別加算については確認を行うことは無かったため、誤りに気付くことができなかったところでございます。

◎質問②

システム稼働以降、平成 29 年度の県費教職員が市費移管により本市の人事給与システムに反映されたタイミングが一番大きなシステム修正となり、その際に気づくべき問題であったと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

県費教職員の市費移管が行われた平成 29 年度には、正規職員については職務段階別加算の経過措置等がございましたので、システム修正を行いました。が、臨時的任用教職員の職務段階別加算については、制度上適用除外である点の変更が無かったため、確認することが無く、結果として誤りに気付かなかったものでございます。

◎質問③

支給されるまでは、教育委員会の給与担当部署、システムに携わる関係者や学校関係者、受給者本人など、様々な部署で気付く機会があったのではないのでしょうか。組織として機能しなかったのではないのでしょうか。見解を伺います。

◎答 弁

給与に関する情報は秘匿性が高いため、給与所管課及び受給者本人以外が、誤りに気付くことは困難なものと考えております。

また、支給額の算定方法等の詳細につきましては、給与に関する規定に精通している必要がございますので、受給者本人が誤りに気付くことも難しかったと考えられます。

今回の過支給につきましては、給与所管課が誤りに気付くべきでありましたが、組織としてのチェック体制が不十分であったと考えております。

◎質問④

今年度の期末・勤勉手当の支給に係るシステムの修正は行ったとの事ですが、今後どの様にチェック体制を構築していくのか具体的に伺います。

◎答 弁

再発防止策といたしましては、プログラム修正時には要件に応じたテスト結果になることの確認を確実にを行うほか、プログラム修正箇所以外への影響がないかの確認を行ってまいります。

通常運用時におきましても、支給前の確認方法やチェック項目の見直し、複数人による確認の徹底など、組織的なチェック体制を強化してまいります。

教育委員会事務局といたしましては、これまで以上に業務手順を確認し法令順守を徹底するなど、再発防止に向けた取組を進めてまいります。

◆ 市立小学校に導入を求めるフッ化物洗口について

◎質問①

それでは、私が本市小学校で導入を提案している「フッ化物洗口」について教育次長に伺います。

過去のやり取りでは、むし歯にはフッ素が非常に効果的であると健康福祉局長からも答弁頂きました。こども未来局が所管する保育所でも市の職員の方々のご努力下で洗口が実施されています。一般の歯科でもむし歯予防のためのフッ化物塗布の実施や洗口を推奨しています。

6月3日に開催された「お口の健康フェア2018」でもフッ化物の体験を実施しています。本市が川崎市歯科医師会と主催し、本市教育委員会も後援という形で携わっており、その取組自体の有効性を市民に宣言している形です。

そこで、後援という立場になった経緯を伺います。

また、フェアにおける教育委員会の役割と、フェアの内容についての評価を伺います。

◎答 弁

はじめに、後援の経緯につきましては、毎年、歯科保健に関する知識の普及向上を図るという事業趣旨を踏まえ、後援しているものでございます。

次に、フェアにおける役割につきましては、前年度の「川崎市歯の衛生に関する図画・ポスター募集」に応募した児童生徒の作品のチラシ及びポスターへの掲載や、当日の展示に提供するなどの協力をしております。また、ポスターにつきましては、学校へ配布し周知を行っております。

フェアの内容は、「虫歯予防のフッ化物体験」、「歯磨き指導」等の体験イベントや「8020 運動推進員による健口体操の実演」等となっており、広く市民の健康増進にとって、有意義なものであると認識しております。

◎質問②

川崎市のむし歯予防の事業として、本市の教育委員会以外の組織がしっかりと実施し成果を出している「フッ化物洗口」であります。将来的には全ての市立小中学校での実施が目標となりますが、未来ある子どもたちのむし歯予防の取組・子どもの貧困対策・食育の一環、また小児医療費助成の削減を目指して、組織を挙げて、まずはモデル校による実施からでも取組んでいくこと事は不可能なのか、見解を伺います。

◎答 弁

学校における歯科保健教育につきましては、これまでも学校歯科医の協力を得ながら、口腔衛生教育、歯みがき指導、間食を含めた食に関する指導などを通して、児童生徒が自ら考え、実践

できる力を育成してきたところでございます。

また、本市におきましては、むし歯予防についての意識が高まってきたことなどにより、むし歯の処置完了者と未処置歯のある者を合わせた児童生徒の割合が減少し、全国平均と比較しても低い割合であるという結果につながっているところでございます。

歯科口腔保健の取組につきましては、日常生活におけるセルフケアが基本となることを踏まえ、本年3月に策定された「かわさき保健医療プラン」では、学齢期において、「歯周病やむし歯の予防についての理解及び望ましい口腔ケア習慣の自律を視点に、定期の歯科健康診断や特別活動等における歯科保健指導等を行っていく」ことが示されたところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も、学校における児童生徒の歯科保健教育を推進し、健康によい生活習慣の形成を図ってまいりたいと考えておりますので、フッ化物洗口につきましては、基本的には各家庭の考えのもとに取り組んでいただくことが望ましいものと考えております。

■ 一般質問（6月25日）みらい 露木議員 ■

◆ 学校における外部人材の拡充について

◎質問①

教職員事務支援員等、学校における外部人材の拡充について伺います。

教職員の勤務実態調査結果が公表され、教諭の1日平均の学内勤務時間が小学校で10時間40分、中学校で11時間23分と予想通り長時間勤務等の実態が明らかになりました。今後大胆な業務削減策が必要と考えます。

まず、本年度、教員の事務作業負担を支援し子どもたちと向き合う時間や授業準備の時間確保につながるものとして、教職員事務支援員が小学校に3人配置されました。事務作業を軽減し長時間勤務の改善につながるものと思われませんが、配置された学校における効果について教育次長に伺います。

◎答 弁

今年度から、教員の負担軽減を図り、学習指導や児童生徒指導などの本来的な業務に、より一層専念できるよう、学習プリント等の印刷や配布物の仕分けなど、教員に代わり事務作業を行う教職員事務支援員を、小学校3校に試行的に配置したところでございます。

その効果といたしましては、配置した学校から、「教職員が本来業務に集中できる時間が増えた」、「教頭や教務主任が校内を巡回できる回数が増えた」などの声が寄せられているところでございます。

◎質問②

教職員事務支援員は、他都市では早くから事務支援員等の名称で教員の事務作業を支援する取組として行われてきており、その効果はすでに様々な報告に示されています。本市でも効果が期待されます。横浜市では、市単独事業として、職員室業務アシストの名称で平成27年度から配置が行われ、29年度は30校、本年度は130校に配置されました。

こうした事務支援員は、平成30年度の文部科学省の計画案では、スクールサポートスタッフの名称で3,000人が措置されていました。文部科学省平成29年度データによると、全小学校2万校あり、この学校数に対して本市の小学校113校の割合に比例して単純に計算すれば、16人から17人程度ということになります。しかし、本市は3人に留まり、今後は大幅に拡大を望むところです。ちなみに、事務支援員の配置経費として一人当たり約110万円、そのうちの3分の2の負担であることを考えれば、市内113の全小学校に配置した場合の予算は、諸経費を含めて約9,000万円となります。国の計画案に対して、本市の配置数が大幅に少ないことを指摘し

ましたが、今後について教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

本市におきましても、勤務実態調査結果から教職員の長時間勤務の実態が明らかとなり、教職員がやりがいを持ちながら、心身ともに健康を維持しつつ、誇りや情熱を持って業務を遂行できる環境を整えることは、喫緊の課題であると認識しております。

教職員事務支援員の配置につきましては、教員の負担軽減における効果や課題等の検証を行い、来年度以降の配置について検討し、今年度末に策定予定の「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」に反映させてまいりたいと考えております。

◎質問③

文部科学省の外部人材拡充の計画にスクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）を貧困や虐待対策として加配が示されていますが、本市では昨年と同数の配置に留まりました。その理由として、本市では29年度から小学校全校に児童支援コーディネーターが専任化され、これにより校内で貧困や虐待など幅広い児童の問題に対する支援体制を整えたとしています。

そこで、全校に専任化された児童支援コーディネーターについて伺います。平成24年度から5年間かけて少しずつ専任化が拡大し、6年目の平成29年には全113校で実施されています。いじめ・不登校や地域との連携、虐待から貧困対策まで幅広く対応してきたとのこと。これまでに教育委員会はどのように児童支援コーディネーターの資質向上等を支援してきたのか伺います。また、虐待や貧困といった部分にも学校が役割を担う考え方が文部科学省の中にもある中で、児童支援コーディネーターの今後について伺います。

◎答 弁

近年、いじめ、不登校、虐待、貧困等の多様な教育的ニーズのある児童に対して、適切な支援を行うため、子どもを取り巻く環境への働きかけをはじめ、関係機関との連携を行う必要性が高まってきております。

これらの教育的ニーズのある児童に適切な対応ができるよう、経験年数や個人のスキルに合わせて選択できる研修や、専門分野の講師を招いた研修を実施するなど、児童支援コーディネーターの資質向上を図っております。

また、各学校では、児童支援コーディネーターを中心として、地域の児童相談所、スクールソーシャルワーカー、地域みまもり支援センター等との顔の見える関係づくりの中で、一人ひとりの児童に応じたケース会議を実施しているところでございます。

今後も、児童虐待や家庭の貧困等、環境への働きかけが必要な児童を早期発見し、必要に応じた支援が図られるよう、学校をプラットフォームとした関係機関との連携の強化に努めてまいります。

◆ ヤングケアラー等について

◎質 問

ヤングケアラー等について伺います。

子どもは家庭の中で介護を担っている状況を自分から発信できないケースが多いと想定され、発見が難しいといわれています。南魚沼市や藤沢市でヤングケアラーの存在に気付いたのは学校の教職員への調査が発端でした。特に藤沢市では教育現場では障害のある児童生徒を対象とする特別支援教育の考えを広げ、困りごとを抱えるすべての児童生徒を対象とする支援教育の理念を掲げて取り組んでおり、ヤングケアラーというものに対して受け入れやすい状況でした。

本市でもヤングケアラーではないかと思われる子どもを早期に発見し、支援していくべきと考えます。特に不登校や休みがちな児童生徒は家族の介護を担っている場合があると推測されることから、学校の教職員やスクールソーシャルワーカーが発見できる可能性があると考えます。ヤングケアラーの早期発見に欠かせない学校の役割とその後の支援を担うと思われる福祉の連携が欠かせないと考えますが、それぞれの役割と連携について伺います。

◎答 弁

学校におきましては、学級担任と子どもとの会話や、欠席理由や部活動を休む理由等から、子どもが家族のケアをしていることに気付いた場合には、これらの児童生徒の情報を校内で共有し、実態の把握に努め、実情に応じて各区・教育担当等に情報提供しているところでございます。

各区・教育担当は、当該児童生徒の情報を整理した上で、家庭環境に支援が必要だと考えられる場合には、学校長からの要請により、スクールソーシャルワーカーを派遣したり、地域みまもり支援センターや児童相談所等の専門機関に繋げております。

■ 一般質問（6月25日）無所属 重富議員 ■

◆ 公有財産を活用した広告事業の促進について

◎質 問

名古屋市の図書館では、学習室にネーミングライツを募集して、実際に契約に至っています。本市の図書館でも、館全体や諸室などでの実施を検討する価値があると考えますが、教育次長に見解を伺います。

◎答 弁

市立図書館におきましては、図書資料の貸出や予約確認の際にお渡しするレシート、雑誌の閲覧用カバーを活用して、民間事業者等の広告を掲載し、財源の確保に努めているところでございます。

ネーミングライツの導入につきましては、本市の公共施設への導入状況のほか、他都市の先行事例などを参考にするとともに、民間事業者等のニーズや社会教育施設に相応しいあり方などを検討しながら、今後も、財産の有効活用に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

◆ K I S 認証製品の本市施設導入について

◎質問

かわさき基準K I S認証福祉製品の本市における施設導入等について伺います。

先の平成 29 年第4回定例会において「かわさき基準K I S認証福祉製品」の一つである対話支援機器コミュニケーションの本市施設への導入について質問させていただきましたが、その後の本市立ろう学校導入への見解を教育次長に伺います。

◎答弁

市立聾学校の教育方針におきましては、「幼児・児童・生徒個々の心身の発達と聴覚障害の状態に応じて、適切なコミュニケーション手段を活用した教育を行う」ことを位置付けており、どのような支援機器を導入するかは、一人ひとりの障害の特性を踏まえながら、本人や保護者、専門家等の意見を参考に検討しているところでございます。

現在、在籍している児童生徒等につきましては、FM補聴システムやデジタル方式の補聴システムなどを利用しており、当該対話支援機器を必要とする児童生徒等はありませんが、今後、必要性が生じた際には、検討してまいりたいと考えております。

◆ I R T を用いた新学力調査の導入等について

◎質問①

I R T（項目反応理論）を用いた「新学力調査」についての見解を市長に伺います。

◎答弁（市長答弁）

今回、御質問をいただき初めて「I R T理論」というものを認識したところでございます。

各自治体では、地域の特色に応じた教育活動を推進し、学力調査等で子どもたちの学習状況を把握しているところでございます。

教育委員会には、今後も、工夫改善し、子どもたちの学びの状況の把握と、学習指導の改善に生かせる調査方法を研究してもらいたいと考えております。

◎質問②

教育長にも同様に見解を伺います。

◎答弁（教育長答弁）

今回、問題提起いただいた、子どもの伸びに着目することは、教育評価におきまして、大事な視点であると存じます。

本市の学習状況調査につきましては、子どもたちの学習状況を的確に把握し、その調査結果や分析を、一人ひとりの子どもたちの学習状況の改善や、各学校における教育課程編成の工夫、授業改善等に役立てることを目的としております。

学習状況調査の実施にあたりましては、調査の目的に鑑み、様々な条件や課題等も踏まえ、実施することが望ましいと考えております。

◎質問③

教育次長の見解も伺います。導入に向けた課題等についても併せて伺います。

◎答 弁

本市の学習状況調査につきましては、各自の解答を添付した個人成績表を配布し、児童生徒自身や保護者が、現在の学習状況を把握して、その後の学習の改善に生かせるよう実施しております。また、その特長といたしましては、本市の教員が、問題作成や調査結果の分析等に関わることで、教員の資質能力の向上につながる側面もございます。

I R T理論を用いた学力調査の導入につきましては、費用等の実施条件も含め、様々な課題があると考えておりますが、導入している自治体の取組などについて、調査研究してまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月26日）自民党 廣田議員 ■

◆ 学校施設開放について

◎質問①

学校施設開放について教育次長に伺います。

近年スポーツを愛好し活動している人たちの場としての学校施設を利用しております。

開放している学校数や施設、また、利用団体数及び種別について伺います。

◎答 弁

本市では、地域における市民の皆様のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放する、学校施設有効活用事業を実施しております。

今年度につきましては、小学校 111 校、中学校 50 校、特別支援学校4校で実施しており、施設の内訳といたしましては、校庭が 143 校、体育館が 165 校、武道場や音楽室、特別活動室などの特別教室が 134 校でございます。

また、利用団体の登録は年間を通じて行っており、昨年度の登録団体は 2,663 団体ございまして、サッカーやバレーボール、剣道、バトミントン、野球などのスポーツ活動を行う団体が約8割、コーラスや太鼓、生け花などの文化的な活動を行う団体が約2割となっております。

◎質問②

利用するにあたり要綱等があるのか、また、長期休業の対応についても伺います。

◎答 弁

事業につきましては、「川崎市立学校の施設の開放に関する規則」において、開放する施設や利用者の範囲、学校施設開放運営委員会の設置などを定めるとともに、「学校施設有効活用実施要綱」において、開放期間や時間、学校施設開放運営委員会や開放指導員の役割など、利用にあたっての具体的な事項を規定しているところでございます。

開放日につきましては、要綱に定められた期日の範囲内で、学校の実情に合わせて設けておりまして、夏休みや冬休みなどの長期休業中につきましても、わくわくプラザや学校の部活動での利用、また、開放指導員の対応状況や、音などの近隣住民への影響等を考慮した上で、市民の皆様に御利用いただいているところでございます。

■ 一般質問（6月26日）みらい 飯塚議員 ■

◆ 佐藤惣之助・古江亮仁氏の再評価について

◎質問①

来年第7回川崎郷土・市民劇の主人公が古江亮仁氏に決まりました。日本民家園の建設をはじめ多くの業績を残しました。さらに古江氏のすばらしい業績は沖縄芸能研究会を川崎市の無形文化財に認定させたこととも言われています。古江氏の評価を教育長に伺います。

◎答 弁

古江氏は、大正大学教授を経て、昭和26年に本市教育委員会事務局社会教育課に入所され、初代の日本民家園長として日本民家園の開設と古民家の保存・活用に尽力されるなど、本市の文化財行政の黎明期において、中心的な役割を担ってこられました。

また、古江氏は、沖縄芸能が本市において伝えられてきた歴史的な意義や優れた芸術性にいち早く着目され、無形文化財としての指定や、その伝承のための支援に熱意を注がれ、沖縄ゆかりの皆様から尊敬を得てこられたものと伺っております。

本市におきましては、このような先見性のある古江氏の業績に対しまして、平成5年度には川崎市文化賞が贈呈されるなど、その功績が称えられてきたところでございます。

◎質問②

沖縄県人会、川崎今昔会が中心となって元の首里城公園に移設の説明看板を佐藤惣之助の詩歌碑の脇に建立する計画が進行しています。

教育委員会としてカルツ川崎の前にも佐藤惣之助へ贈られた武者小路実篤の揮毫の説明板がありますが、協力すべきと考えますが教育長に伺います。

◎答 弁

川崎が生んだ詩人佐藤惣之助の詩歌碑につきましては、本市と沖縄との友好と交流の歴史を物語る貴重な碑であると考えております。

教育委員会といたしましては、那覇市による詩歌碑の再移設に向けた検討状況や、川崎沖縄県人会などの皆様による取組の状況を伺いながら、関係局とも連携し、資料提供など、必要な支援を行ってまいりたいと存じます。

■ 一般質問（6月26日）無所属 小田議員 ■

◆ 小中学生の荷物の重量化について

◎質問①

小中学生の登下校時の荷物が重いという話を聞きます。

市内の小中学生を持つ保護者の方々に簡単な聞き取りを行ったところ、帰宅後、子どものランドセルを持ちあげると、ずしりと重い、大人が片手で持ちあげるのが辛いという声など、荷物が重いと感じている方が多くいらっしゃいました。筋肉や骨格の発達段階にあることも、重い荷物を運んで長時間歩くことは、健康面で悪影響を与えるのではないかと心配です。日本には小中学生の荷物の重量に関するガイドラインがありませんが、海外事例や医学的な見地からすると、体重の10%から15%がおおよその目安とされているようです。

こうした目安について、児童生徒の健全な育成の観点から教育次長の見解を伺います。

◎答 弁

児童生徒が、登下校時に持つ荷物の重さにつきましては、健康への影響や発育の観点からの具体的な目安は承知しておりませんが、成長途上にある児童生徒にとって、荷物の重さに配慮することは、必要であると認識しているところでございます。

◎質問②

川崎市は、両手が荷物でふさがらないように、であるとか、期末の習字道具等の持ち帰りは一度に行わず段階的にといった指導は行ってきているとのことですが、荷物の総重量については指導や調査をしてこなかったと聞いています。

調査もしていないので、実際どのくらいの重さなのかはわかりませんが、日によって、また、クラスによっても違うと思いますが、一つ言えることは、教科書や副教材が昔に比べてすごく重くなったことです。版が大きくなって、カラーになって紙も良いものを使うようになり、厚くなりましたので、教科書・副教材が30%~40%ほど重量化してるという話もあります。ランドセルも1キロ前後あるので、それに教科書と副教材、プリントや連絡帳類を入ただけで体重の20%超えることもあります。

教科書の運用は、現場判断に委ねられているので教科書を学校に置いておくことを禁じている、いわゆる置き勉禁止の学校またはクラスがあります。

自宅学習のために教科書を持って帰ることもあると思いますが、そうではなくて、全て持って帰れという運用は、この際見直すべきではないでしょうか。教科書を学校に置いておくことを可能とできないか。また、それを各学校に周知徹底することは出来ないか教育次長に伺います。

◎答 弁

学校では、毎日持ち帰る必要のない学習用具については、教室内などに置いておける場所を設けるなど、登下校の荷物の負担軽減に努めているところもございます。

しかしながら、学習内容により、多くの荷物を持って登下校することがあること、また中学校では、通常の学習用具に加えて、部活動の用具が重なり、荷物が多くなること等を認識しております。

教育委員会事務局といたしましては、登下校時の荷物を分散化したり、必要に応じて、学習用具を校内にとどめたりするなどの配慮をするよう、各学校に周知してまいります。

■ 一般質問（6月27日）自民党 山崎議員 ■

◆ 避難場所の安全点検とその後の対応について

◎質問

避難所に指定されている西生田中学校についての質問です。

西生田中学校の一部が、「土砂災害防止法」に基づき、神奈川県が「土砂災害警戒区域」に指定しています。この区域に、西生田中学校の空調等の熱源であるプロパンガスを大量に貯蔵できるバルクが設置されております。

このガスバルクについて、「土砂災害警戒区域」にあることから地域の方々が、災害時に落下し、避難所運営に支障をきたすのではないかと心配をされており、移設をした方が良いとの意見が出ております。そこで、ガスバルクの移設について、教育次長に伺います。

◎答弁

西生田中学校のガスバルクにつきましては、プロパンガスの配送の合理化、安定供給等を考慮し、プロパンガス事業者が設置したものでございます。

教育委員会といたしましては、地域の方々と面談を行い、要望の内容について確認し、プロパンガス事業者に地域からの要望をお伝えしたところでございます。

今後、避難所運営に有効活用できるよう、地域、学校と調整を図りながら、プロパンガス事業者と協議してまいります。

◆ 医療的ケア児への対応について

◎質問

学校の教育現場においても医療的ケア児の受入ニーズが少なくないが、現状と今後の対応、また、その課題をどのように認識されているのか伺います。

◎答弁

小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒数につきましては、医療的ケア支援事業を開始した平成24年度から28年度までは、10名前後で推移しておりましたが、昨年度は14名、今年度は15名となっております。

医療的ケア支援事業につきましては、一人ひとりの児童生徒が、その時点で最も安全で、教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる学びの場において、安心して学習活動に参加できることを目的として、実施しているところでございます。

本年6月からは、児童生徒の医療的ケアの状況に応じ、1日に必要な回数を週最大5日まで、看護師が学校を訪問できるよう、拡充を図ったところでございます。

課題といたしましては、高度な医療的ケア及び健康観察を常時必要とする場合への対応や、緊急時対応、看護師の確保等があると認識しているところでございます。

今後、これまで以上に、本人及び保護者、学校、主治医、看護師、教育委員会が連携し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全な環境づくりに取り組んでまいります。

■ 一般質問（6月27日）公明党 岩崎議員 ■

◆ 中学、高校生の自転車交通安全教育について

◎質問

中学生・高校生の自転車安全教室の開催状況と効果の検証について伺います。まだ開催されていない学校への対応も伺います。

以前、自転車交通安全教育指導資料を作成している京都市の例を挙げ、安全教育の推進を求めたところ、「各学校が適時活用できる資料を作成し、交通安全教育の充実に取り組む。」との答弁がありました。現状を伺います。

◎答 弁

はじめに、自転車安全教室の開催状況等につきましては、スケアードストレイト方式等の交通安全教室を警察や関係局と連携しながら実施しており、平成 27 年度から 29 年度までの間に、中学校 52 校、高等学校 5 校、合計 57 校のうち、38 校で実施されたところでございます。

この教室は、市内の自転車事故の発生状況や、整備不良等の事故の原因、事故の判例など、生徒が自転車事故の恐ろしさを知るとともに、交通安全意識を高める上で効果的な取組と考えております。

次に、開催されていない学校への対応につきましては、自転車安全教室は、安全教育の取組の一つとして有効なものと考えておりますので、未実施校に対しまして、関係局区等と連携しながら、実施に向けて働きかけてまいります。

次に、自転車交通安全教育指導資料につきましては、京都市の事例を参考に、関係局及び関係機関と協力して指導資料を作成し、各学校が実施する安全教育の取組に活用しているところでございます。

■ 一般質問（6月27日）みらい 岩隈議員 ■

◆ 修学旅行における災害時の対応について

◎質 問

具体的な危機管理事案について教育長と市長に見解を伺います。去る6月 18 日に大阪北部で地震が発生した際に、川崎区の中学校和宮前区の中学校在隣接地の京都に修学旅行に行っております。翌 19 日にも宮前区の中学校在行っております。熊本地震では、震度 7 が発生した 28 時間後にも同じ震度 7 の本震が発生したわけですが、当日京都府内では、震度 5 強を記録いたしまして、300 棟以上が一部損壊や学校・幼稚園・文化財等の被害報告もある中、誰の責任の下、どのような判断で修学旅行の実施を判断したのか教育委員会の関与も含めて教育長に伺います。また、合わせて、今回の学校の判断は妥当だったのか、本市の最高責任者でもある市長の認識について伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

地震の発生後、教育委員会におきましては、報道等で現地の最新の状況の把握に努めるとともに、現地自治体からも情報収集を行ったところでございます。

当該校におきましては、京都市内のライフライン、宿舎や宿舎周辺、及び交通機関の状況等について、修学旅行で既に京都に滞在している学校や、旅行会社等から情報を収集し、教育委員会と綿密に連絡を取り合いながら、校長が総合的に判断して、実施の可否を決定したところでございます。

結果として、このたびの修学旅行中の生徒の事故等は発生しておりませんが、当該校のなかには、現地への到着が約 6 時間半遅延し、宿泊場所や見学場所を変更した学校もございました。

今後、修学旅行における災害時の対応につきましては、情報収集や安全確保についての判断、保護者に対する連絡の在り方等を検証してまいりたいと存じます。

◎答 弁（市長答弁）

当該校が、教育委員会等と現地の状況について綿密に連絡を取り合いながら、総合的に判断し、

実施の可否を決定したものと認識しておりますが、今後、修学旅行における災害時の対応につきましては、教育委員会において検証してまいります。

■ 一般質問（6月27日）みらい 織田議員 ■

◆ 医療的ケアが必要な児童に対する対応について

◎質問①

現在、県立養護学校小学部に籍をおいている、医療的ケアが必要な宮前区在住の小学1年生の男子児童について、保護者は、一貫して地元の学校の支援級に通わせたいとの希望を持ってきたにもかかわらず、当県立特別支援学校籍となった経過と理由、さらに居住地交流校との交流の充実のありかたについて教育長に伺ってまいります。

3月19日に県教育委員会教育長から本市教育委員会教育長へ「就学に係わる助言について」との通知が発せられました。

この内容は、「川崎市教育委員会では、県立特別支援学校適と判断したことについて、県教育委員会としては、合意形成に到る以前の十分な情報提供や、本人・保護者の意見を最大限尊重するなど、総合的な観点から判断するための手続について不足があったと考え、①市教委は本児の就学に係わる情報について、保護者が確実に理解できるよう説明してください。②保護者に対し、就学を希望する小学校での教育相談を実施し、小学校校長が実情の説明を保護者に行ってください。③保護者から主治医等の意見書の提出を求めてください。④これらを踏まえ、県教育委員会を介し、話し合いの場を設けてください。」となっています。

これを受けて、3月23日に保護者(両親)、県教委、市教委の三者での「県を介しての保護者説明会」が開催されました。当日の摘録をみると、県の担当者の「市でしっかり決めていただくということで今日はこれまでとする。」との発言でこの説明会は終了となりました。

そこで伺います。これ以降3月26日に本市教育委員会が就学の最終決定に至るまでの間、保護者には何の相談も報告もなかったと仄聞します。この4日間のあいだ、本市教育委員会は、一体どのように保護者との合意形成を図るための努力をしたのか、具体的に伺います。さらに、主治医の診断結果をなぜ聞かなかったのか伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

本件につきましては、本年1月、医師、学識経験者等の専門的知見を有する者等で構成される「川崎市教育支援会議」から、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた助言を受け、本市教育委員会として総合的な観点から、最も安全で、教育的ニーズに的確に答える指導を提供できる学びの場として、特別支援学校「適」と判断し、県教育委員会にお伝えしたところでございます。

これに対して、県教育委員会からは、3月19日付けで、保護者及び本市教育委員会あて、「川崎市教育委員会は、本児の就学に係る情報について、保護者が確実に理解できるよう説明してください」などの助言を受けましたので、3月23日に、県教育委員会を介する場で、保護者へ就学先の判断の理由等について、改めて説明を行ったところでございます。

この場においても、保護者の合意を得ることができなかったところでございますが、週明けの26日には、「神奈川県教育支援委員会専門委員会」で、最終的に就学先を決定するための審議がされることから、改めて川崎市の判断につきまして、23日中に、県教育委員会に伝えたところでございます。

次に、就学にあたって主治医等の意見書の提出を保護者に求めることにつきましては、本市においては、就学相談の際に提出していただいている就学相談申込票の中で、本児の診断名等を確認しているほか、就学相談時に保護者・本人の意向や、本人の障害の状況等を確認しており、特

に、求める必要はないと考えていたところでございます。

◎質問②

最低限、居住地交流校との週1日の全日の交流の要望が両親から出されています。当県立養護学校では、交流や個別指導のため、非常勤職員を10時間配置し支援体制を整えていると仄聞します。それにもかかわらず直ぐに実現できないのはなぜか伺います。

さらに、保護者が交流先の学校として希望し、事実上の交流を受け入れている小学校が週1時間しか交流を受け入れないのはなぜか。また、これは交流に否定的だと理解してよいのか伺います。次に、どのようにしたら交流時間を増やすことが出来るのか、この小学校と直ちに協議するべきと考えます。見解を伺います。

次に、この居住地交流について、個別の教育支援計画も未整備な状態です。

いつ作る予定なのか、また、居住地交流校をいつ、どこの学校に指定するのか伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

特別支援学校が地域の小中学校において行う居住地交流につきましては、原籍校が、本人・保護者の意見を聞きながら交流の目標や手だて、その内容等を検討し交流計画を作成した後に、交流相手校と調整を図った上で実施する必要がございます。

その際、子どもの障害の状況や必要な支援、原籍校の学習内容、医療的な情報、緊急時の対応、両校の役割分担など、必要な情報が両校で共有され、安全に交流及び共同学習を実施するための確認が行われる必要がございます。

本件につきましては、保護者の強い希望を伺っておりましたので、必要な情報共有や安全の確認等が十分にできているとは言えない状況のまま、地域の小学校が週1回1時間の交流の受け入れを暫定的に実施いたしました。教育委員会といたしましては、この状態のままで交流を継続していくことは、課題があるものと考えているところでございます。

今後、必要な情報共有が行われ、どのような教育効果が期待されるかを明らかにしながら、居住地交流の内容や、どのくらいの回数、時間が適しているかなどについて、適切な交流計画が策定されるとともに、特別支援学校が作成している「個別の教育支援計画」に適切に反映されるよう、県教育委員会とも連携し、居住地交流を行う学校の支援に努めてまいります。

◎質問③

特別支援学校や特別支援学級に在籍している障害のある児童生徒は、日々の授業等で、その障害に応じた教育を受けているが、一方では障害のない児童生徒との交流や地域とのつながりが希薄になる懸念があります。

また、障害のない児童生徒にとっても、障害のある児童生徒と一緒に学ぶ機会を得ることで、障害に対する理解や心のバリアフリーを育む絶好の機会となります。

本市は、原則として、副次的な学籍を導入していないと聞きますが、特別支援学校籍の本児童を、支援籍制度を活用することで、居住地交流校との交流をより充実させることは検討できないのか、伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

特別支援学校に在籍する児童生徒に対する必要な教育的支援を、居住地の小中学校においても円滑に行うため、本来の学籍のほかに居住地の小中学校にも副次的に学籍を置くことがございます。

「第2期川崎市特別支援教育推進計画」におきましては、特別支援学校における交流及び共同学習の推進を図るため、副次的な学籍のあり方について検討することとしており、中央支援学校

小学部分教室及び田島支援学校小学部分教室に在籍する児童に対しまして、同敷地の小学校に「交流籍」として副次的な学籍を設置しているところがございます。

今後は、このような実践と検証を踏まえ、すべての特別支援学校の交流籍のあり方について検討していくこととしておりますので、本件につきましては、保護者から副次的な学籍を持ちたいとの申し出がございましたら、対応につきまして、併せて前向きに検討してまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月27日）公明党 沼沢議員 ■

◆ 不審者情報メールについて

◎質問

「不審者情報メール」について教育委員会に伺います。

学校から配信する「不審者情報メール」等に近隣地域の情報を反映できないか、また保護者に対して「みんなパト」を含めた情報入手の方法を周知すべきと考えますが、見解と取組を伺います。

◎答弁

児童生徒の安全に関わる情報配信システムにつきましては、教育委員会や学校が、学校ごとに登録した保護者や教職員に対して、神奈川県警察や神奈川県教育委員会等から寄せられた通学区域やその近隣地域における不審者情報や、自然災害等の情報を配信しております。

そのほか、警察や近隣自治体の情報につきましては、保護者がそれぞれのシステムに登録することにより、速やかに提供を受けることもできるものと認識しております。

教育委員会といたしましては、「みんなパト」を含め、関係機関が運営するこれらのシステムも保護者にとって有益なものと考えておりますので、保護者への周知に努めてまいります。

◆ LINEによる「いじめ相談」について

◎質問①

神奈川県が計画しているライン株式会社による「いじめ相談」について伺います。

国の予算措置を受けて神奈川県は秋口からLINEを活用した「いじめ相談」を行うと仄聞しました。

事業の概要、本市における対象校とその選定方法を伺います。

◎答弁

今年度、神奈川県は、国の補助事業として「SNSを活用したいじめ相談」に関する調査研究事業を実施する予定でございます。

事業の概要につきましては、本年9月をめぐりに、無料通話アプリ「LINE」を利用したSNS相談を試行的に2週間実施し、相談者へのアンケート結果や相談員が感じた生徒の反応などを踏まえ、SNSを活用したいじめ相談事業の在り方について、検討を行うとされており、本市といたしましても、こうした県の取組に協力する予定でございます。

神奈川県から依頼された本市の対象校数につきましては、中学校3校と高等学校1校となっておりますが、選定方法につきましては、現在検討しているところでございます。

◎質問②

さらに、本市の今後の取組について伺います。

◎答 弁

本年 11 月に予定されている、神奈川県調査研究事業の中間報告を受け、相談件数が増加した際の対応方法や継続的な相談へのつなげ方、多様な相談に対応するための方法などの課題も含め、今後の SNS を活用した相談の在り方について、慎重に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月27日）共産党 佐野議員 ■

◆ 地域コミュニティの核としての商店街活用について

◎質問①

空き店舗活用・創業支援事業補助金制度を廃止した年度が奇しくも団塊の世代が退職して地域に戻られる時と重なりました。そうした方々が身近なところで学習やサークル活動の拠点、地域のいろいろな活動の拠点を求めています。9 館構想が見直されていますが、川崎区などでもブランクエリアと言われている地域は残されています。

そこで、生涯学習拠点の整備について伺います。

◎答 弁

本市では、各区の市民館、図書館及び分館を拠点とするとともに、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するなど、生涯学習活動の場の提供に取り組んでおりまして、平成 17 年の市民館・図書館分館整備計画の見直し以降、新たな生涯学習施設を整備する計画はございません。

なお、川崎区におきましては、本年 3 月、教育文化会館の市民館機能を労働会館の 1 階から 3 階までに移転する方向性を決定し、今年度は、市民館機能の移転に関する基本構想の策定に向けた取組を進めているところでございます。

◎質問②

川崎区内の地域教育会議の活動では、職業体験事業など中学生の子どもたちと地域をつないで、職業意識の醸成に役立てる事業を行っています。さらに、職業体験の一環として、商店街のイベントの企画を提案してもらい、一緒に運営する企画にも取り組んでいます。地域教育会議におけるこうした取組について、教育委員会の見解を伺います。

◎答 弁

地域教育会議の皆様には、学校・家庭・地域の連携による、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、学校支援や地域でのコミュニティづくりをはじめ、子ども達の豊かな成長に向けた教育環境づくりに熱意を持って取り組んでいただいているところでございます。

「子ども会議」をはじめ、御紹介のありました川崎区内での取組など、各地域教育会議では、子ども達の職業体験や、地域行事への参加、さらには、まちおこしに子ども達が主体的に関わる活動など、地域の特色を活かした活動が進められております。

今後も、地域教育会議の主体的な活動が充実できるよう、子ども達がいきいきと育つまちづくりに向けた取組を支援してまいりたいと存じます。

■ 一般質問（6月27日）みらい 雨笠議員 ■

◆ 部活動指導員と部活動競技技能向上について

◎質問①

中学校の部活動については、部活動指導員設置要綱により非常勤職員の身分で 3 名の募集が行

われました。何故この3種の競技が先行となったのか。

今後各校において技術的な指導に従事されるわけですが、その検証については、いつまでにどのような内容で求めていくのか、教育次長にお答えいただきたいと思います。

◎答 弁

部活動の顧問業務を担う部活動指導員につきましては、今年度は試行的に配置したところがございます。配置を希望する学校の要望に基づき、指導する競技種目を決定したところがございます。

今後につきましては、それぞれの配置校に対するヒアリング等を行い、その成果と課題等を検証した上で、来年度以降の配置について検討してまいります。

◎質問②

部活動の競技の力を向上させることも求められていくと思うが、この点はどの様に考えているのか伺います。

◎答 弁

学校教育の一環として行われる部活動につきましては、体力や技能の向上を図るとともに、生徒同士や、生徒と教員等との人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が高いものと認識しております。

これまで、地域人材を活用して、希望する中学校に部活動外部指導者を派遣しており、主に技能の向上を図るため、顧問の指導補助を行っているところでございます。

部活動指導員の配置にあたりましては、教員経験者または部活動外部指導者の経験者の他に、地域のスポーツクラブ等の指導資格や、専門性の高い指導経験を有する人材も活用し、教員の負担軽減を図るとともに、生徒の技能の向上も図っているところでございます。

◎質問③

サッカーにおいては、現在約80チーム弱の小学生のチームがあり活発に活動を続け、Jリーグの選手も輩出する程の段階を迎えているが、卒業して中学校での部活動に進むと学校によっては技術の向上に限界があり、サッカーへの興味が途絶えてしまう状況も垣間見えます。

サッカー協会では第3種委員会として中体連の先生方と第4種委員会の交流が進んでいます。

今最も部活動で生徒が集中し人数の多いサッカーへの指導者に、サッカー協会の第4種委員会の協力を求めチームとしてサポート体制を担ってもらうことを検討できないか伺います。

◎答 弁

地域スポーツクラブ指導者と中学校部活動顧問との連携につきましては、現状におきましても、川崎市サッカー協会の第4種委員会に属する、小学生のクラブチームの指導者に、中学校部活動外部指導者として協力していただいている学校も、数校ございます。

今後、部活動外部指導者の派遣や部活動指導員の配置をする場合には、関係団体へ周知するなど、連携を図りながら、部活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

◎質問④

スポーツは試合に勝って喜ぶ事で、そのスポーツをより一層好きになって生涯のスポーツとして進むことができます。サッカー以外の競技でも、団体として組織が小・中・高と対応する事が可能な競技においては、個人による指導よりも地域のスポーツ力を生かした取組求める必要があると思いますが、取り入れていく事についての市長の見解をいただきたいと思います。

◎答 弁（市長答弁）

これまでも、中学校の部活動における地域人材の活用につきましては、教育委員会において取組を進めていると認識しておりますが、今後につきましても、地域のスポーツ団体との連携により、地域人材を活用することで、多様な学びの場である部活動の充実が図られることを期待しております。